

令和7年度

# 雇用・労働基本調査報告書

石狩市

# 目 次

I	調査の概要	1
	表 I 産業別・規模別回答状況	2
II	調査結果の概要	
1	労働力過不足の状況	
	(1) 正規従業員の現状について	3
	(2) 必要としている職種・業種について	3
2	従業員について	
	(1) 正規従業員数	4
	(2) 正規従業員に占める石狩市民の割合	4
	(3) 障がい者の雇用状況	4
	(4) 市内居住者、障がい者、外国人を雇用している事業所の割合	4
	(5) 産業別従業員数	4
	(6) 年齢別従業員数	5
3	正規従業員の採用・離職状況	
	(1) 労働力状況	5
	(2) 新規学卒者の採用状況	5
	(3) 採用なしの理由	6
4	新規学卒採用者の離職状況について	6
5	非正規従業員（アルバイト・パート・季節・派遣・契約）	
	(1) 雇用状況	7
	(2) 1人あたりの平均時間賃金	7
	(3) 就労状況等	7
	(4) 福利厚生	7
6	賃金・諸手当	
	(1) 賃金	8
	(2) 諸手当	9
	(3) 一時金	11
7	定年・退職金制度	
	(1) 定年制度の有無	12
	(2) 定年年齢について	13

(3)法改正を受けての雇用確保措置の取り組み .....	13
(4)退職金制度、活用状況 .....	13
<b>8 休日・休暇</b>	
(1)週休2日制度の実施状況 .....	14
(2)各種休暇制度 .....	14
(3)年次有給休暇 .....	14
<b>9 就業援助制度</b>	
(1)育児休業制度 .....	15
(2)介護休業制度 .....	15
(3)女性再雇用制度 .....	15
(4)障害者差別解消法 .....	16
(5)一般事業主行動計画 .....	16
(6)ハラスメント防止対策 .....	17
<b>10 男女雇用機会均等法・男女共同参画等</b>	
(1)役職付きの女性職員の登用状況 .....	17

# I 調査の概要

## 1 調査の概要

この調査は、市内の民間事業所における労働環境の実態と動向を把握し、今後の労働行政の施策を展開していくための基礎資料を得ることを目的としている。

## 2 調査時点

令和7年10月1日現在（ただし、年間データについては原則として令和6年4月1日～令和7年3月31日を対象としている。）

## 3 調査対象

石狩市内に所在する事業所のうち、1,420社を対象とした。

## 4 調査項目

### (1) 全事業所対象

- ① 労働力の過不足関連の概要（正規従業員の現状、必要としている職種）
- ② 従業員数（業種、居住地、年齢、男女別、障がい者、外国人）
- ③ 採用状況（正規従業員採用、採用予定）
- ④ 新規学卒採用者（正規従業員）の離職状況
- ⑤ 非正規従業員（雇用の有無、賃金、就労状況、福利厚生等）

### (2) 常時雇用する従業員が5名以上の事業所対象

- ① 賃金・諸手当（基本給、初任給、家族手当、住宅手当、通勤手当、時間外手当、一時金等）
- ② 定年・退職金制度（制度の有無等）
- ③ 休日・休暇（週休二日制、各種休暇制度、年次有給休暇）
- ④ 就業援助制度（育児休業、介護休業、女性再雇用等）
- ⑤ 男女雇用機会均等法・男女共同参画等（役職付き女性職員の登用状況）

## 5 調査方法

調査票を対象事業所に郵送し、返信用封筒による返送・電子メール・Web回答により回収した。

## 6 調査票の回収状況

調査対象事業所1,406社のうち、29.6%にあたる416社から回答を得た。

抽出事業所数 (郵送総数) A	対象外事業所数 (宛所不明等) B	実質対象事業所数 C (A - B)	有効回答事業所数 D	回答率 E (D / C)
1,420社	14社	1,406社	416社	29.6%

## 7 その他

- ・ 構成比 (%) については、小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%とはならない場合もある。
- ・ データサンプルが少ないために、必ずしも平均値となっていない場合がある。

表1 産業別・規模別回答状況

【単位：事業所数、（ ）内は全事業所中の構成比】

	合計	0人～4人	5人～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
総計	416 (100.0%)	181 (43.5%)	85 (20.4%)	90 (21.6%)	46 (11.1%)	12 (2.9%)	2 (0.5%)
建設業	111 (26.7%)	59 (14.2%)	27 (6.5%)	18 (4.3%)	7 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
製造業	59 (14.2%)	15 (3.6%)	8 (1.9%)	22 (5.3%)	11 (2.6%)	3 (0.7%)	0 (0.0%)
運輸・通信業	33 (7.9%)	9 (2.2%)	8 (1.9%)	8 (1.9%)	4 (1.0%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)
卸・小売業	64 (15.4%)	33 (7.9%)	9 (2.2%)	12 (2.9%)	8 (1.9%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)
金融・保険業	4 (1.0%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
医療・福祉	30 (7.2%)	6 (1.4%)	12 (2.9%)	6 (1.4%)	4 (1.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)
サービス業	50 (12.0%)	26 (6.3%)	6 (1.4%)	5 (1.2%)	10 (2.4%)	3 (0.7%)	0 (0.0%)
その他	65 (15.6%)	31 (7.5%)	13 (3.1%)	19 (4.6%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

図1：産業別回答事業所数の割合

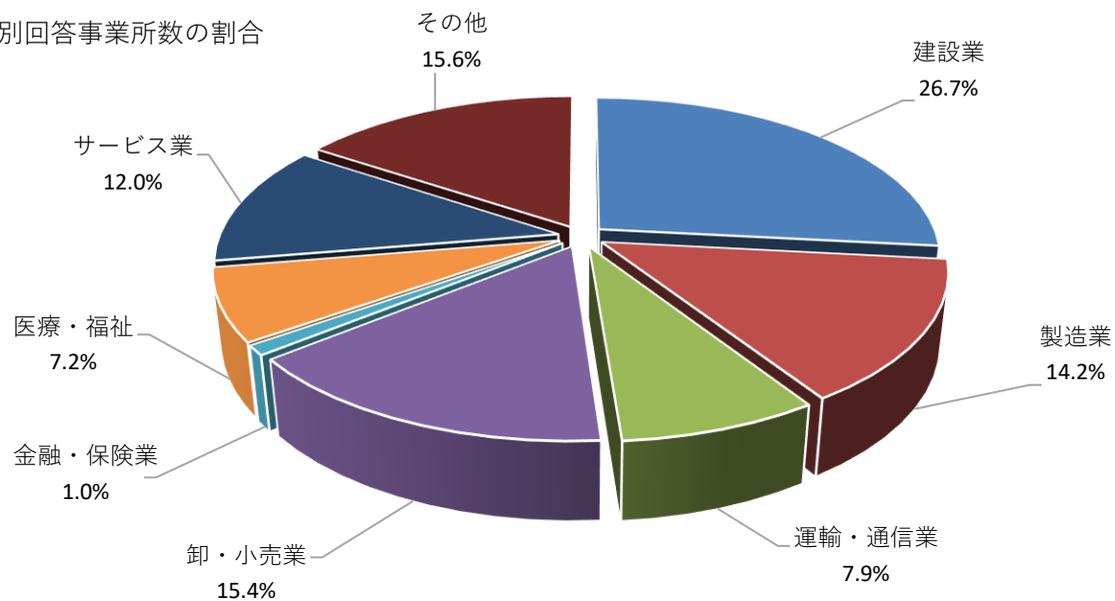
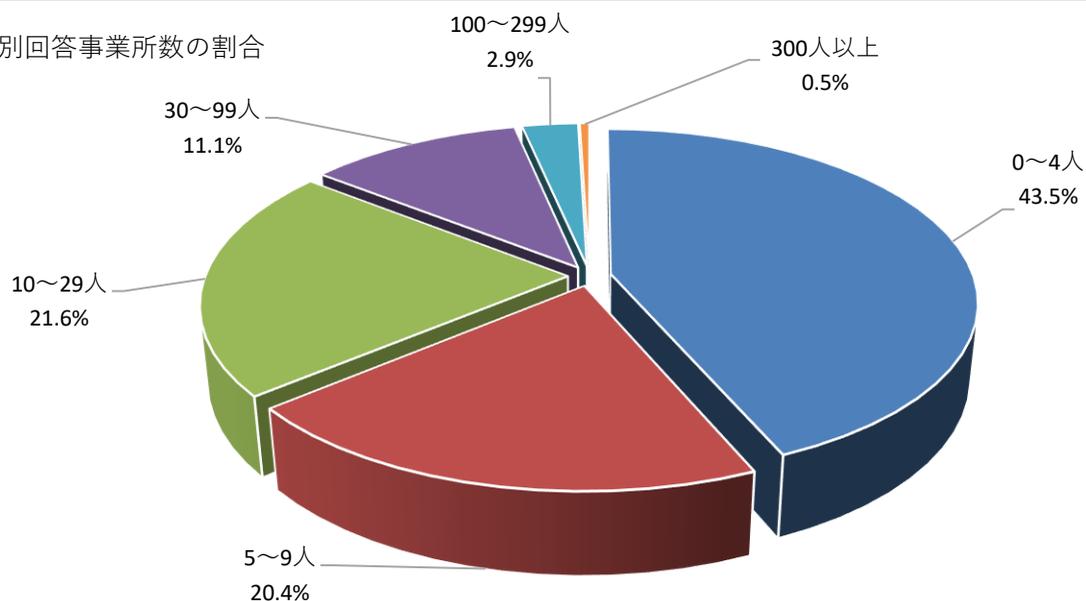


図2：規模別回答事業所数の割合



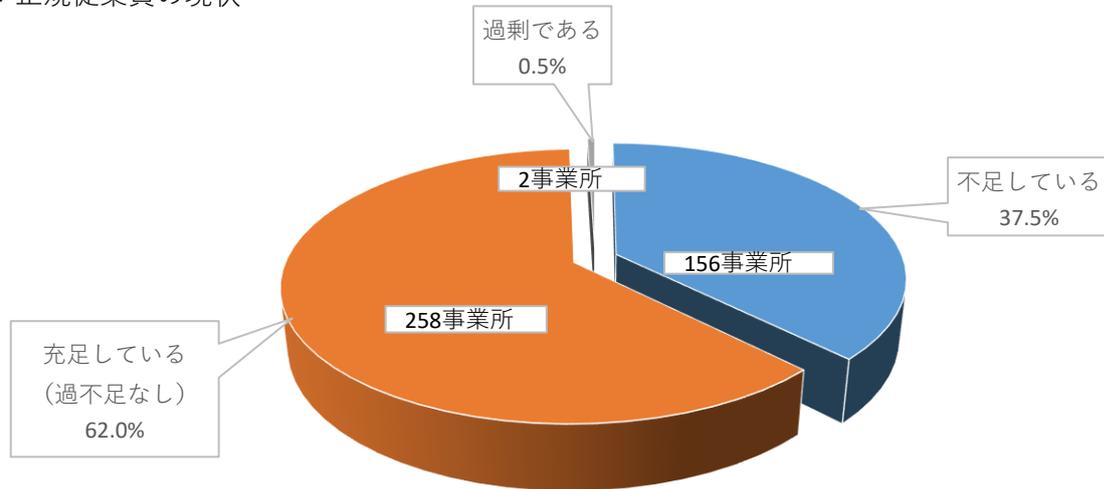
## II 調査結果の概要

### I 労働力過不足の状況

#### (1) 正規従業員の現状について (図3)

正規従業員の現状については、有効回答のあった416事業所のうち156事業所が不足していると回答。

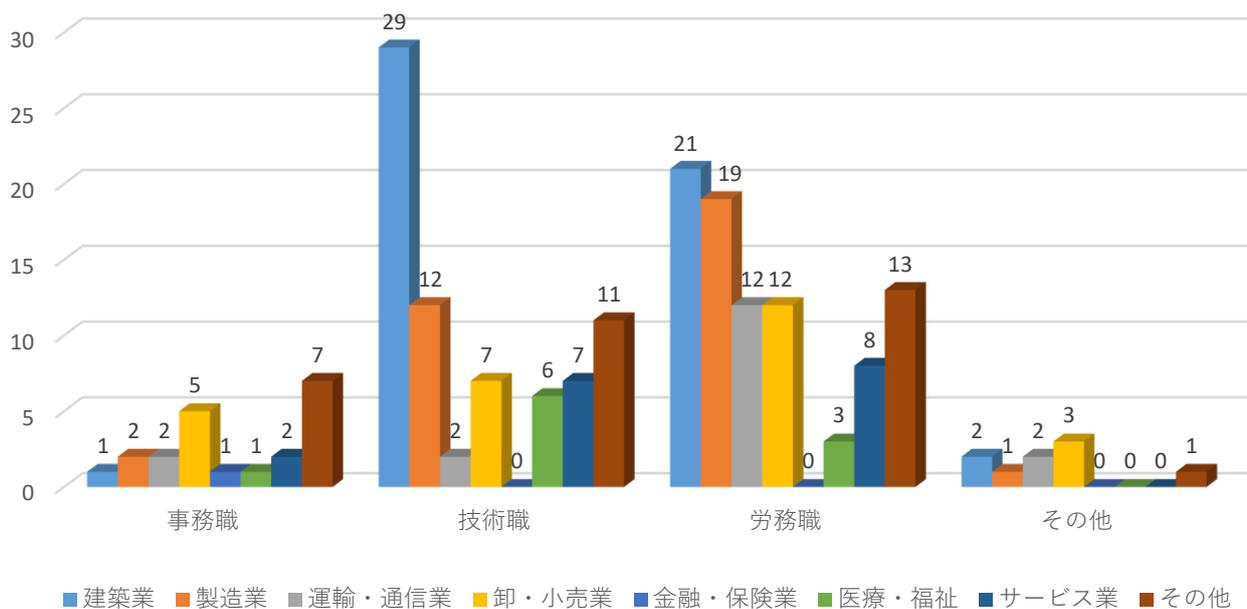
図3：正規従業員の現状



#### (2) 必要としている職種について (図4)

最も多かったのは「建設業」の「技術職」で29事業所となっており、次いで「建設業」の「労務職」が多かった。

図4：必要としている職種



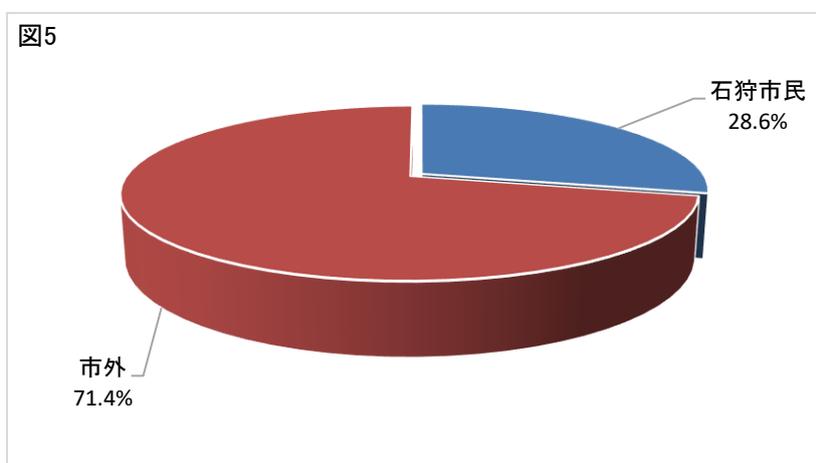
## 2 従業員構成

### (1) 正規従業員数

正規従業員数は4,622人で、男女別では、男性が3,548人(76.8%)、女性が1,074人(23.2%)となっている。

### (2) 正規従業員に占める石狩市民の割合 (図5)

正規従業員数4,622人に対し、市内居住者の総従業員数は1,321人で、28.6%の割合となっている。



### (3) 障がい者の雇用状況

正規従業員数4,622人に対し、障がい者の正規従業員数は50人(うち市内居住者14人)で、全体の1.1%の雇用率となっている。

また、事業所の規模別にみる雇用数は、正規従業員数0~4人の事業所では2人、5~9人の事業所では2人、10~29人の事業所では9人、30~99人の事業所では22人、100~299人の事業所では11人、300人以上の事業所では4人となっている。

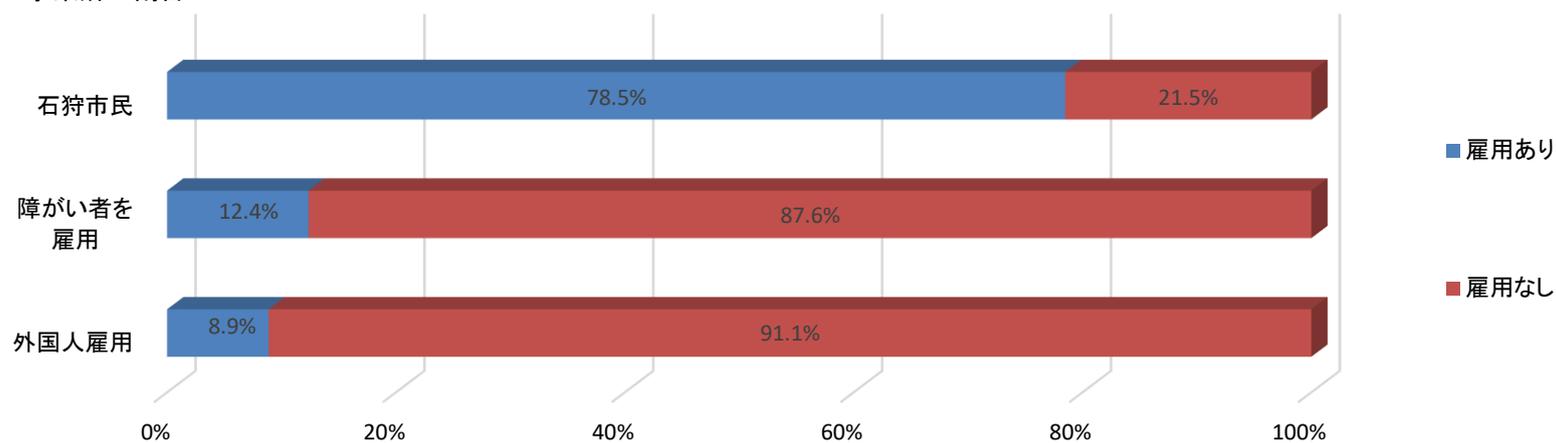
正規従業員を50人以上雇用する事業所に限定すると、総正規従業員数2,527人に対し、障がい者の正規従業員数は26人で、1.0%の雇用率となっている。

※障害者の雇用の促進等に関する法律により(令和3年3月以降)、常時43.5人以上の従業員を雇用する事業所には、2.3%以上障がい者を雇用することが義務付けられています。

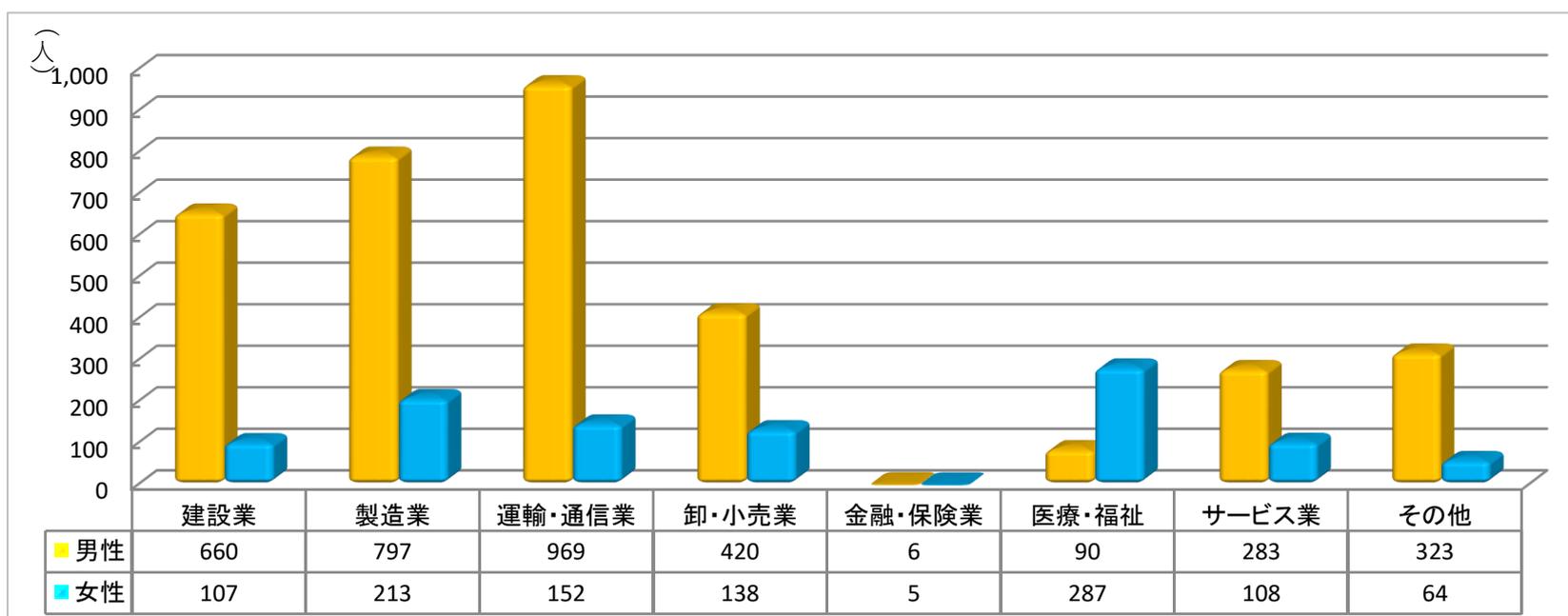
### (4) 市内居住者、障がい者、外国人を雇用している事業所の割合 (図6)

正規従業員を雇用している372事業所のうち、市内居住者を雇用しているのは、292事業所(78.5%)、障がい者の雇用は46事業所(12.4%)、外国人の雇用は33事業所(8.9%)となっている。

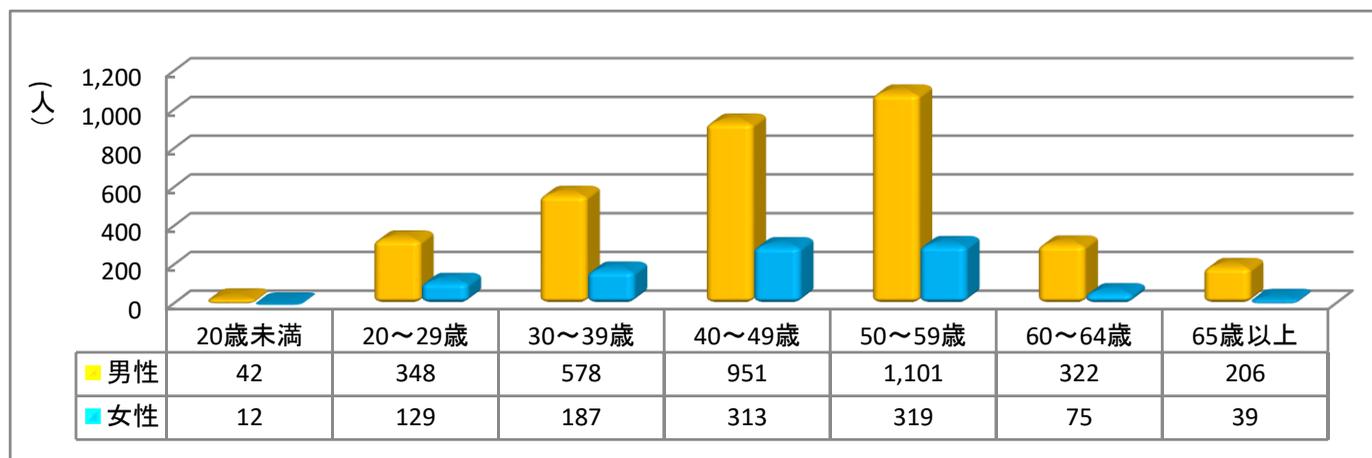
図6: 事業所の割合



### (5) 産業別従業員数 (図7)



### (6)年齢別従業員数 (図8)



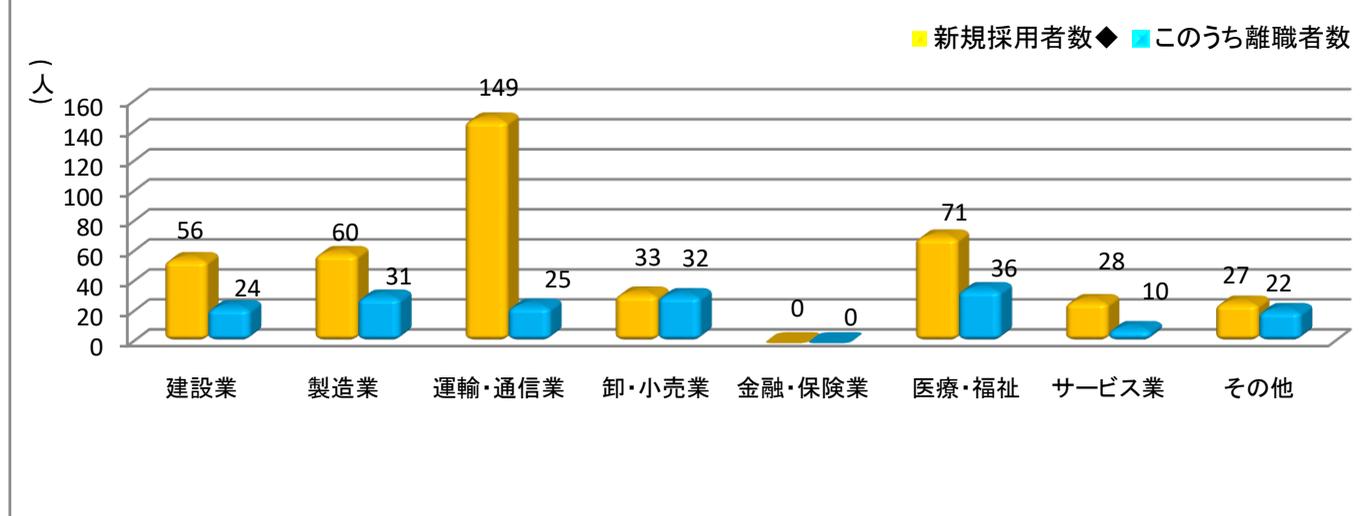
## 3 正規従業員の採用・離職状況

### (1)労働力状況 (図9)

令和6年度中に採用された正規従業員は424人（うち石狩市民89人）、そのうち障がい者の採用は1人（うち石狩市民0人）、外国人の採用は13人（うち石狩市民9人）となっている。

また、このうち同年度中に離職した者は180人で、離職率は42.5%であった。

図9:産業別労働力状況(令和6年度)



### (2)新規学卒者の採用状況 (図10, 11)

令和6年度に新規学卒者を採用した事業所は、有効回答のあった416事業所のうち133事業所(32.0%)となっており、採用者の内訳は、中卒14人、高卒181人、短大・専門卒78人、大卒108人、その他(専修含)卒43人となっている。また、令和8年度の新規学卒者を採用予定の事業所は、有効回答事業所のあった416事業所のうち112事業所(26.9%)となっている。

図10:新卒者採用状況(令和6年度)

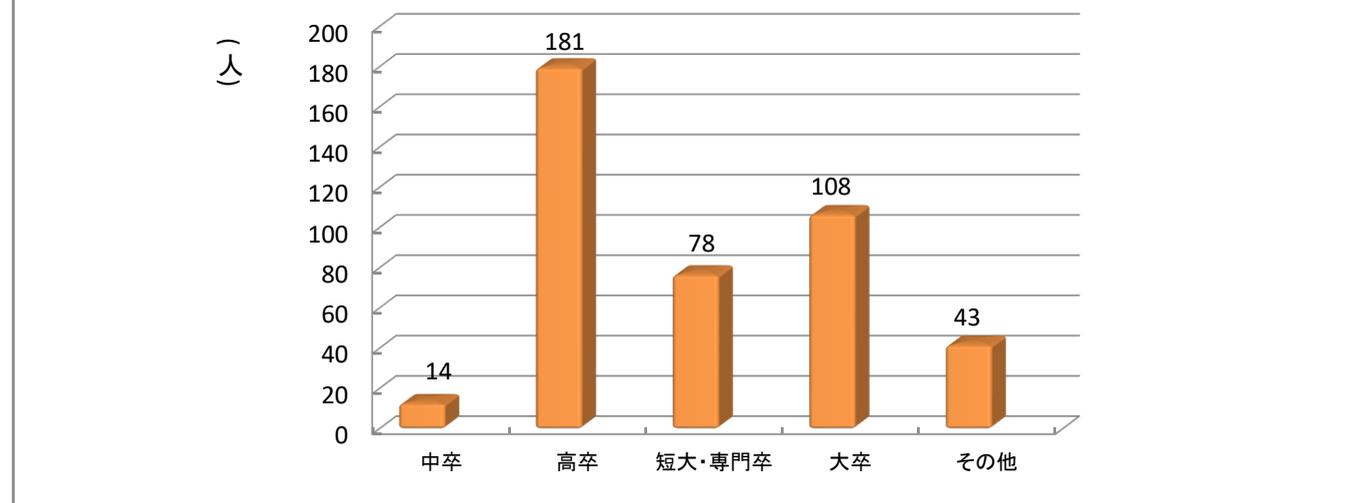
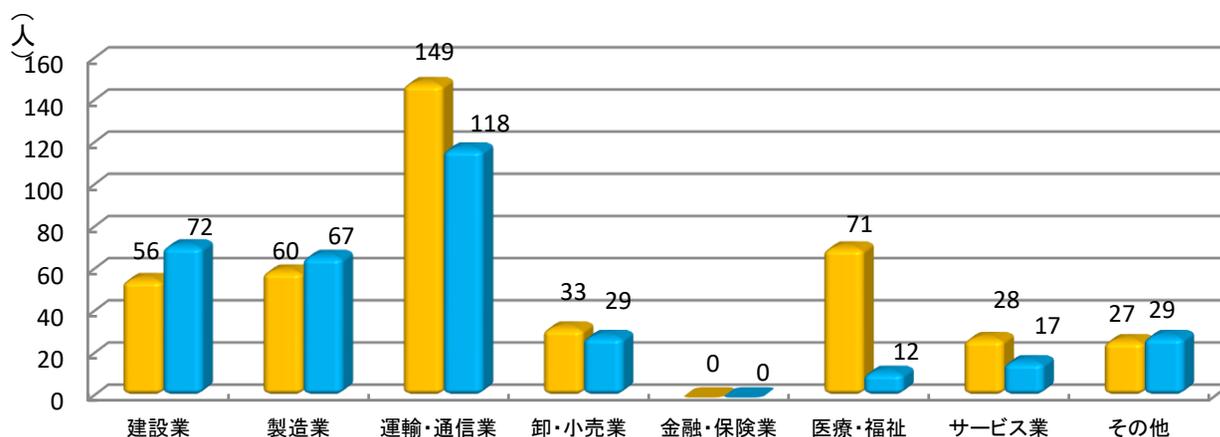


図11: 産業別新規学卒者採用状況

■ 令和6年度 ■ 令和8年度(予定)



(3)採用なしの理由 (図12, 13)

図12: 令和6年度採用なしの理由

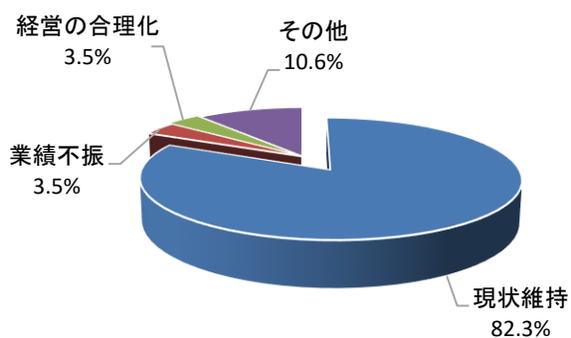
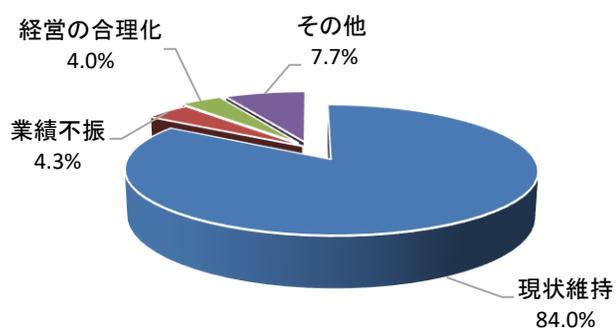


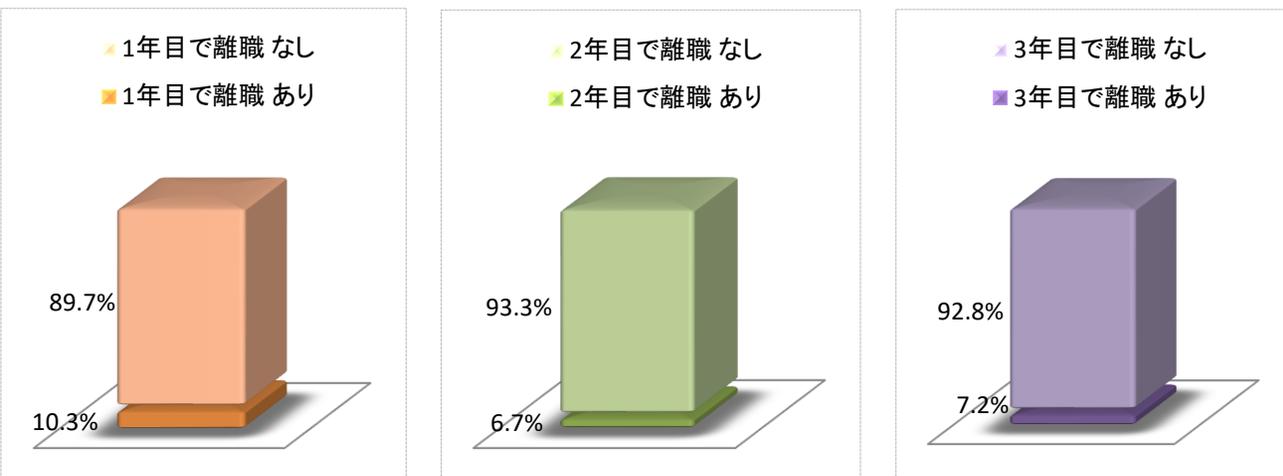
図13: 令和8年度採用予定なしの理由



4 新規学卒採用者の離職状況について (図14)

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に新規学卒者を採用したのは、有効回答のあった416事業所のうち218事業所(52.4%)で、このうち令和6年4月1日から令和7年3月31日までに離職者がいたのは43事業所(19.7%)であった。

図14: 新規学卒採用者の離職状況(事業所の割合)



## 5 非正規従業員（アルバイト・パート・季節社員・派遣社員・契約社員）

### (1)雇用状況（図15, 16）

非正規従業員を雇用しているのは、有効回答のあった416事業所のうち195事業所（46.9%）で、従業員数は2,937人となっている。

雇用形態の内訳は、長期雇用の男性が846人、女性が1,633人、短期雇用の男性が132人、女性が326人となっている。

図15:雇用の有無

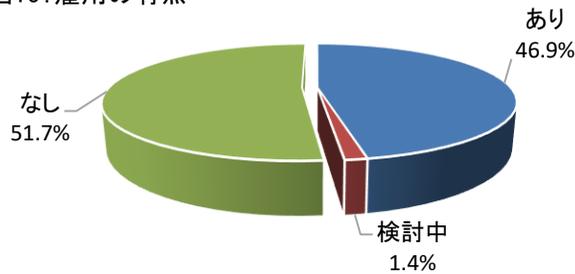
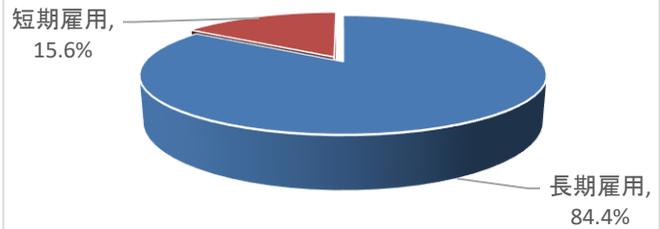
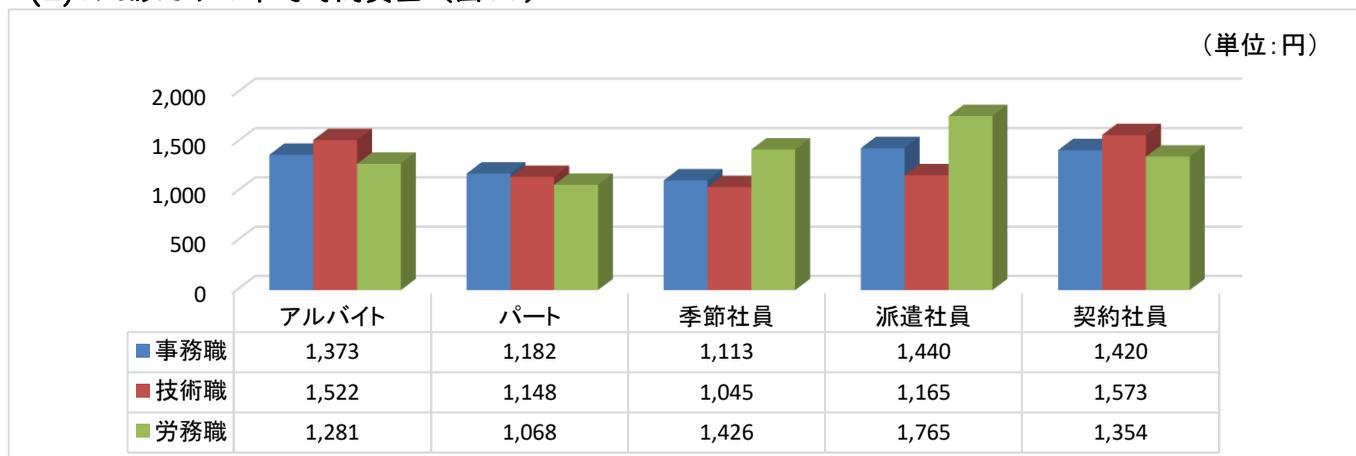


図16:雇用形態内訳



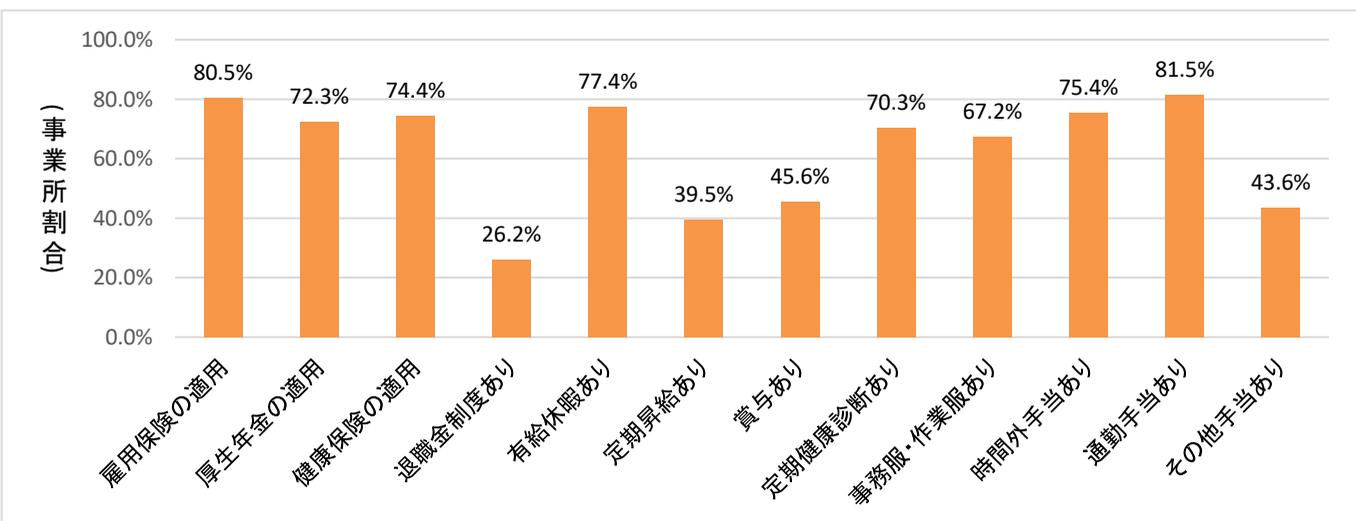
### (2)1人あたりの平均時間賃金（図17）



### (3)就労状況等（図18）



### (4)福利厚生（図19）（複数回答可）



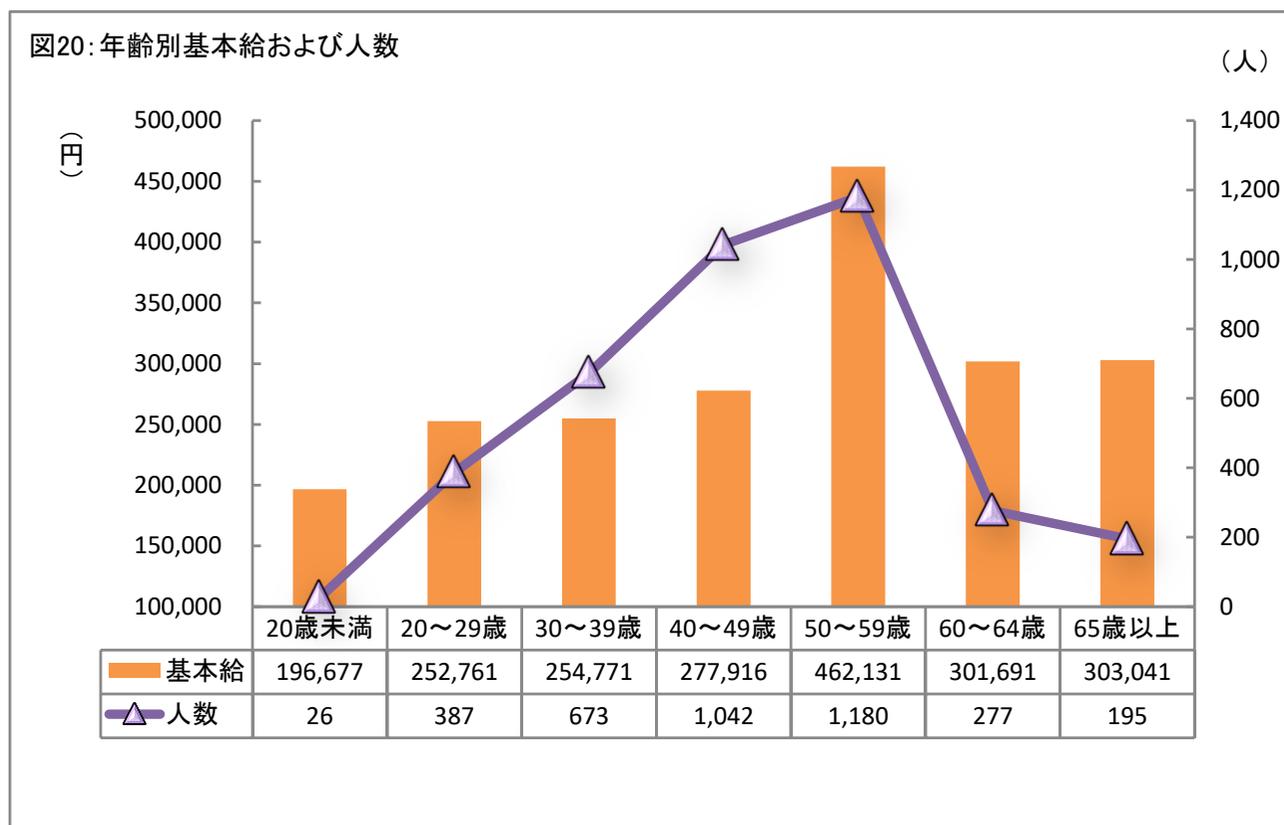
※ここからは、常時雇用する従業員が5人以上の事業所のみを対象とした調査結果です

## 6 賃金・諸手当

### (1)賃金

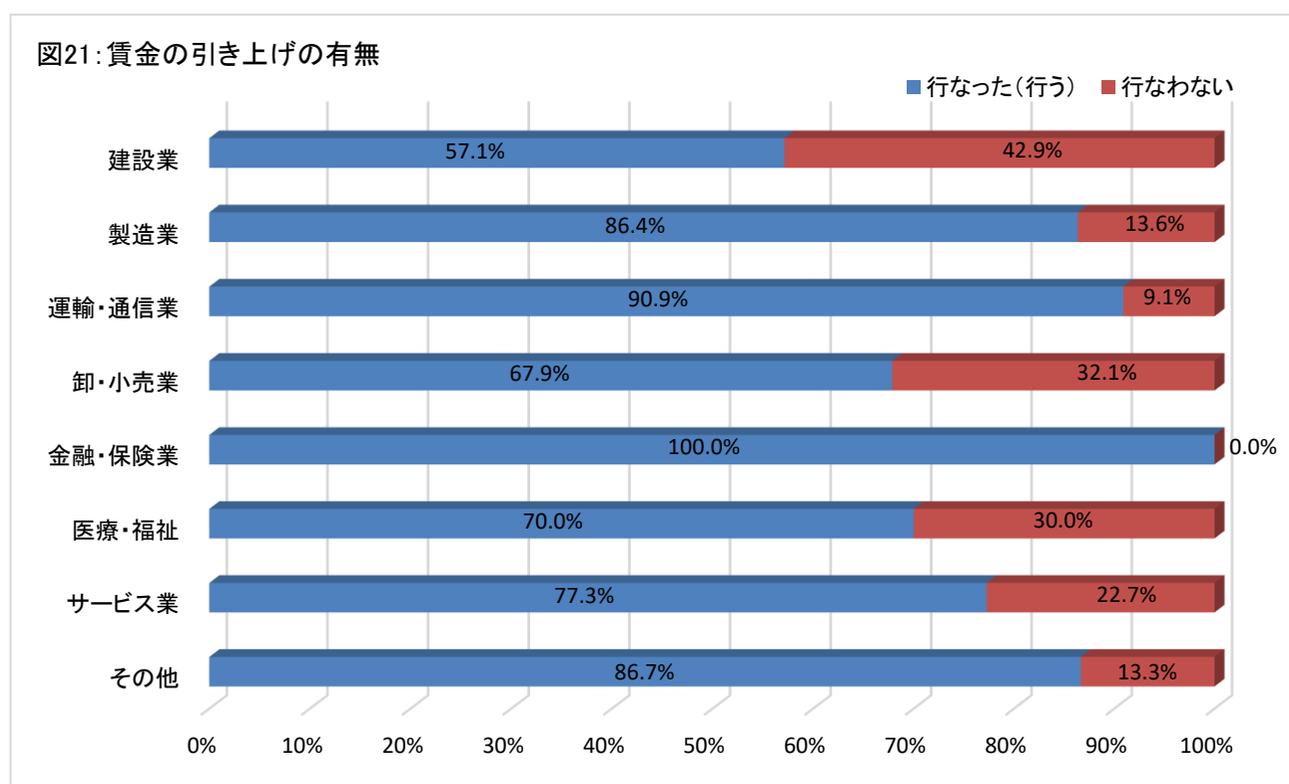
#### ①基本給 (図20)

基本給は、50～59歳が最も高く、人数も最も多かった。



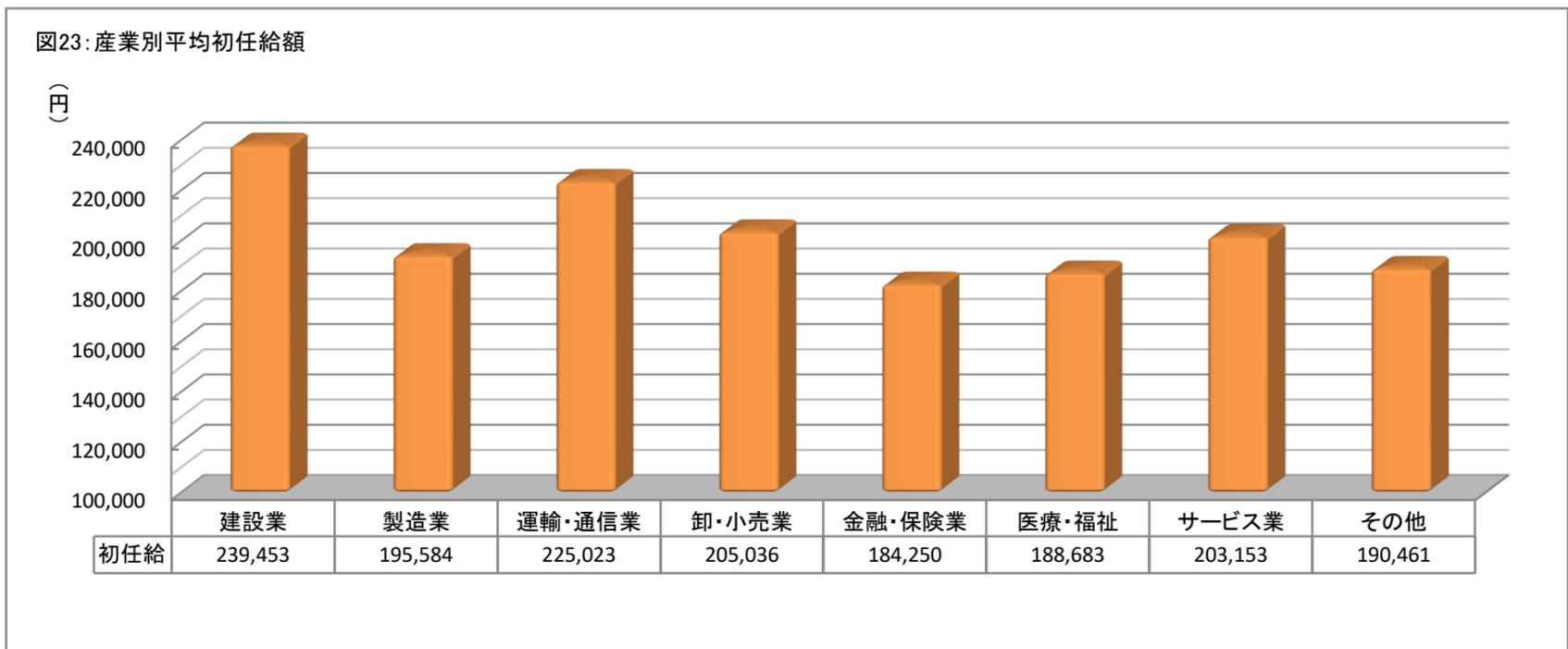
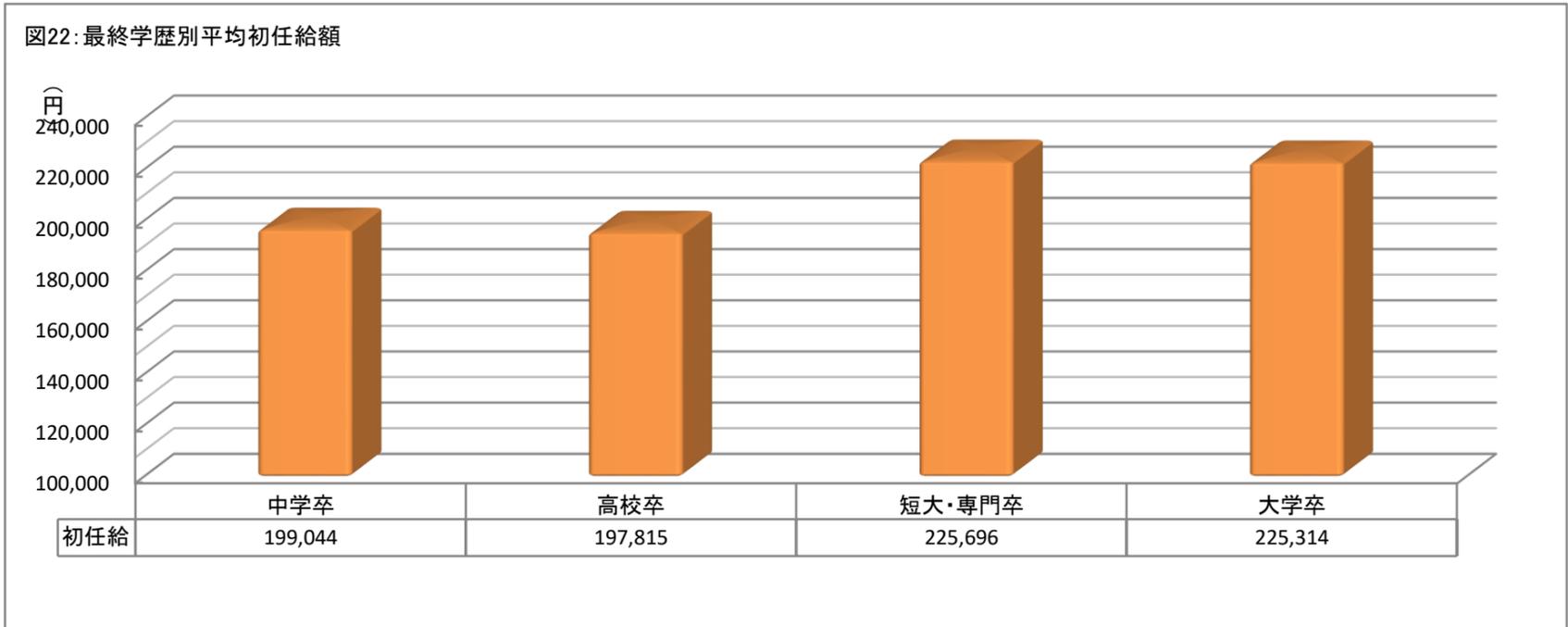
#### ②賃金の引き上げ (図21)

令和7年4月から令和8年3月までに賃金引き上げを行なった(行う)事業所は、有効回答のあった217事業所のうち164事業所(75.6%)、行なわない事業所は53事業所(24.4%)であった。



### ③初任給（図22，23）

最終学歴別平均初任給額は、中学卒と高校卒、短大・専門卒と大学卒をそれぞれ比較すると大きな差が見られな

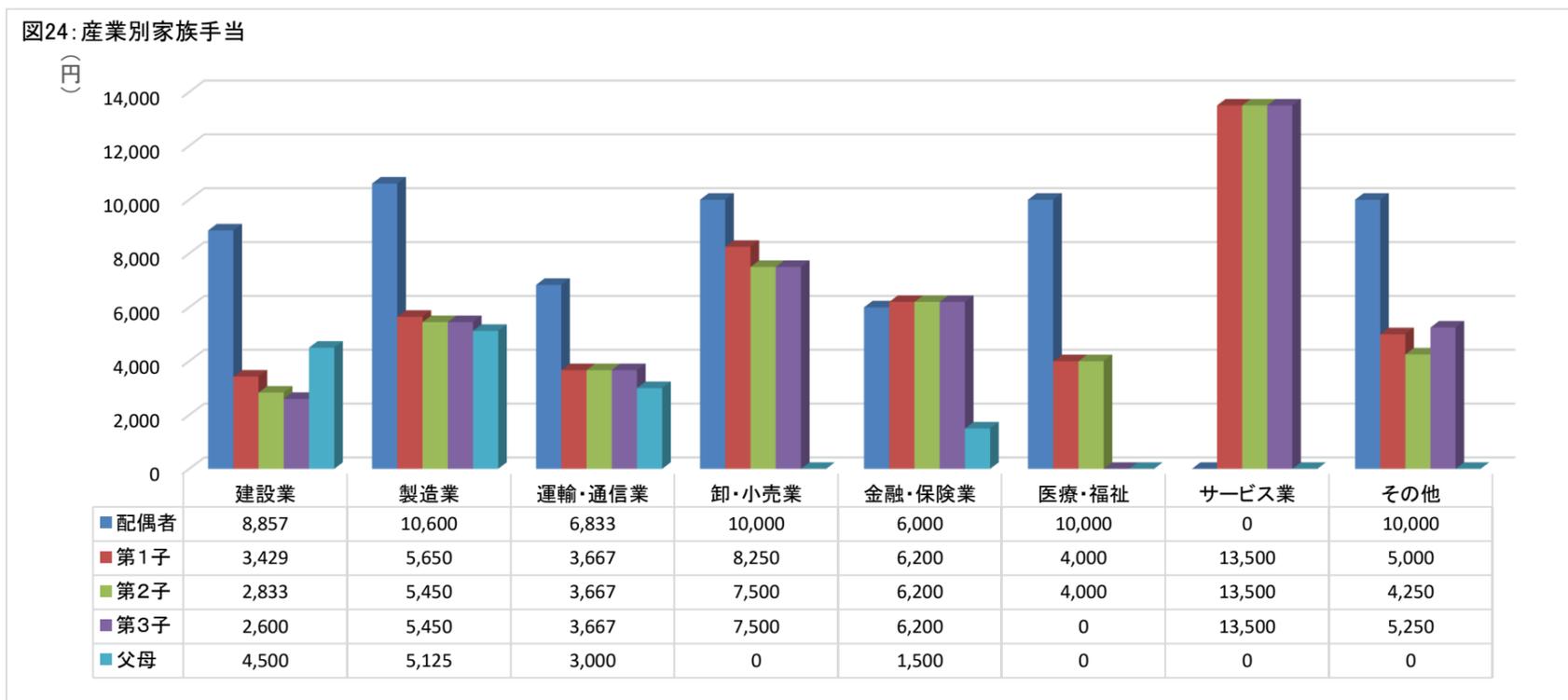


## (2) 諸手当

### ①家族手当（図24）

家族手当「支給あり」は、有効回答のあった218事業所のうち119事業所（54.6%）となっている。

また、「支給あり」と回答のあった事業所の平均支給額は、配偶者が7,786円、第1子が6,212円、第2子が5,925円、第3子が5,521円、父母が1,766円となっている。

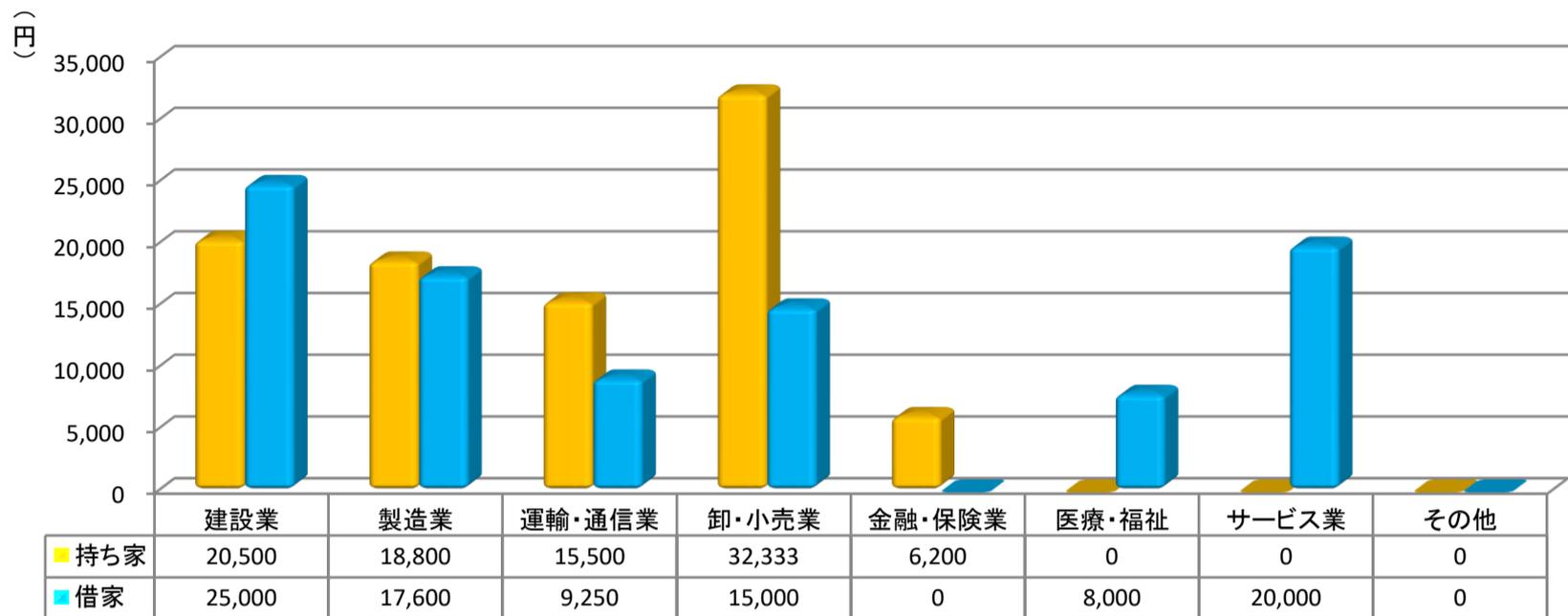


## ②住宅手当（図25）

住宅手当「支給あり」は、有効回答のあった215事業所のうち84事業所（39.1%）となっている。

また、「支給あり」と回答のあった事業所の平均支給額は、持ち家手当平均11,667円、借家手当で11,856円となっている。

図25:産業別住宅手当

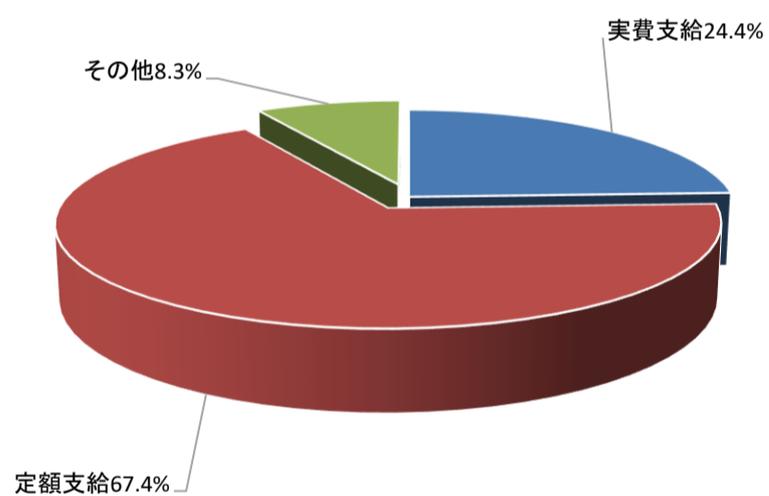


## ③通勤手当（図26）

通勤手当「支給あり」は、有効回答のあった215事業所のうち193事業所（89.8%）となっている。

なお、その他の内容は、「会社規定による」、「距離に応じて」、「社用車利用」等があった。

図26:通勤手当の支給方法

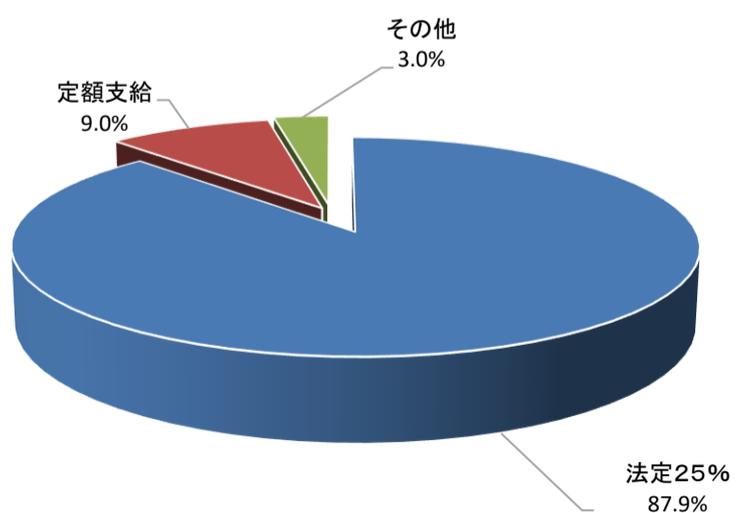


## ④時間外手当（図27）

時間外手当「支給あり」は、有効回答のあった218事業所のうち199事業所（91.3%）となっている。

なお、その他の内容は、「会社規定による」との回答があった。

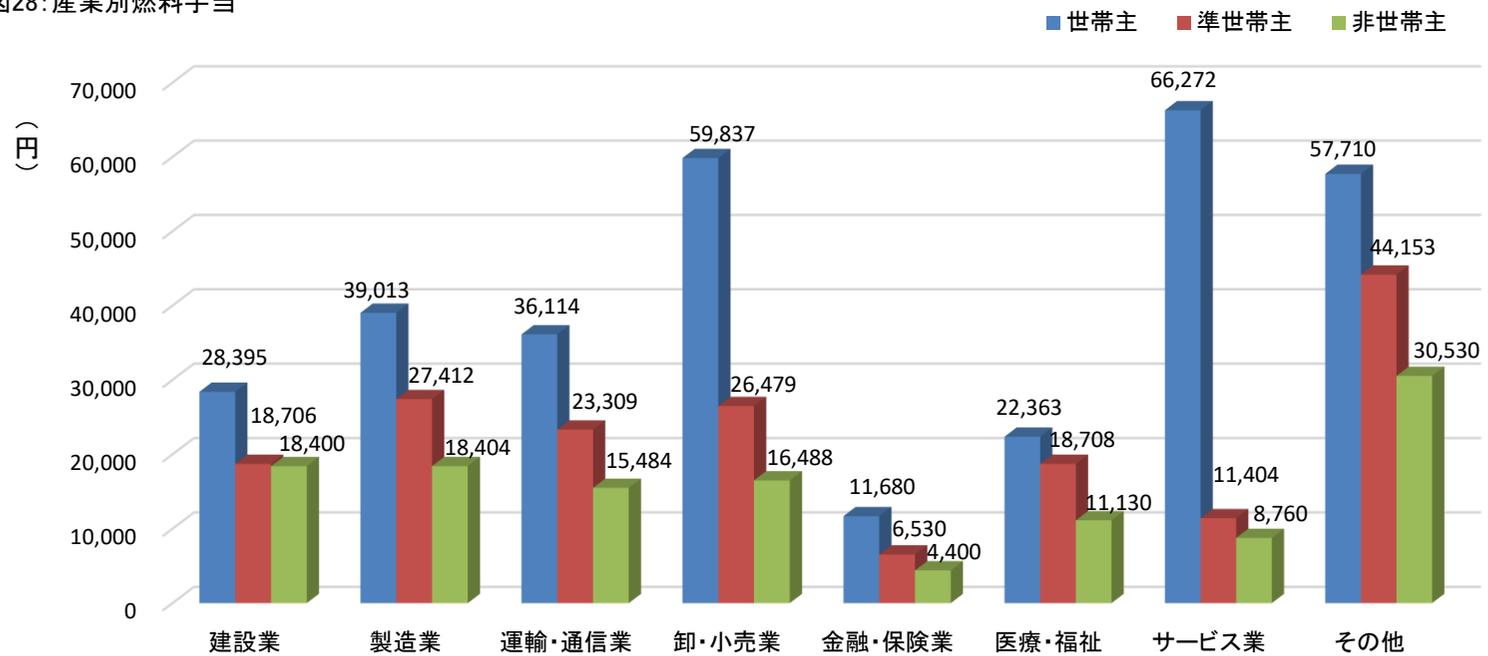
図27:時間外手当の支給方法



### ⑤燃料（寒冷地）手当（図28）

燃料（寒冷地）手当「あり」は、有効回答のあった217事業所のうち88事業所（40.6%）となっている。また、「手当あり」と回答のあった事業所の1ヶ月の平均支給額（1ヶ月の灯油換算）は「世帯主」が40,173円、「準世帯主」が22,088円、「非世帯主」が15,450円となっている。

図28: 産業別燃料手当



### (3)一時金（図29, 30, 31, 32）

夏期手当「支給あり」は、有効回答のあった217事業所のうち163事業所（75.1%）、年末手当「支給あり」は有効回答のあった217事業所のうち167事業所（77.0%）、決算手当「支給あり」は有効回答のあった218事業所のうち80事業所（36.7%）となっている。

この支給額の平均は、夏期手当が1.60ヶ月367,338円、年末手当が1.83ヶ月413,406円、決算手当が1.28ヶ月224,756円となっている。

図29: 一時金支給状況

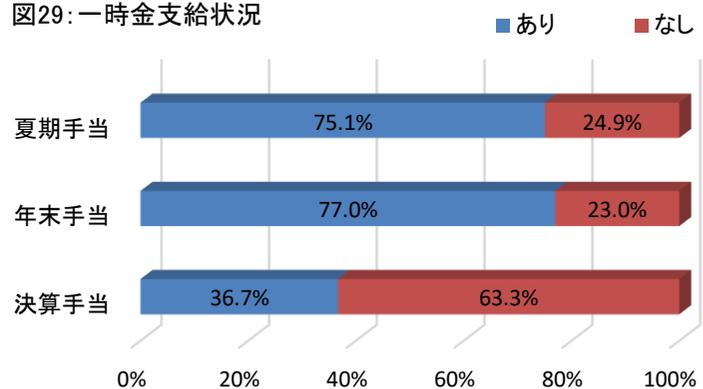


図30: 産業別一時金支給事業所割合

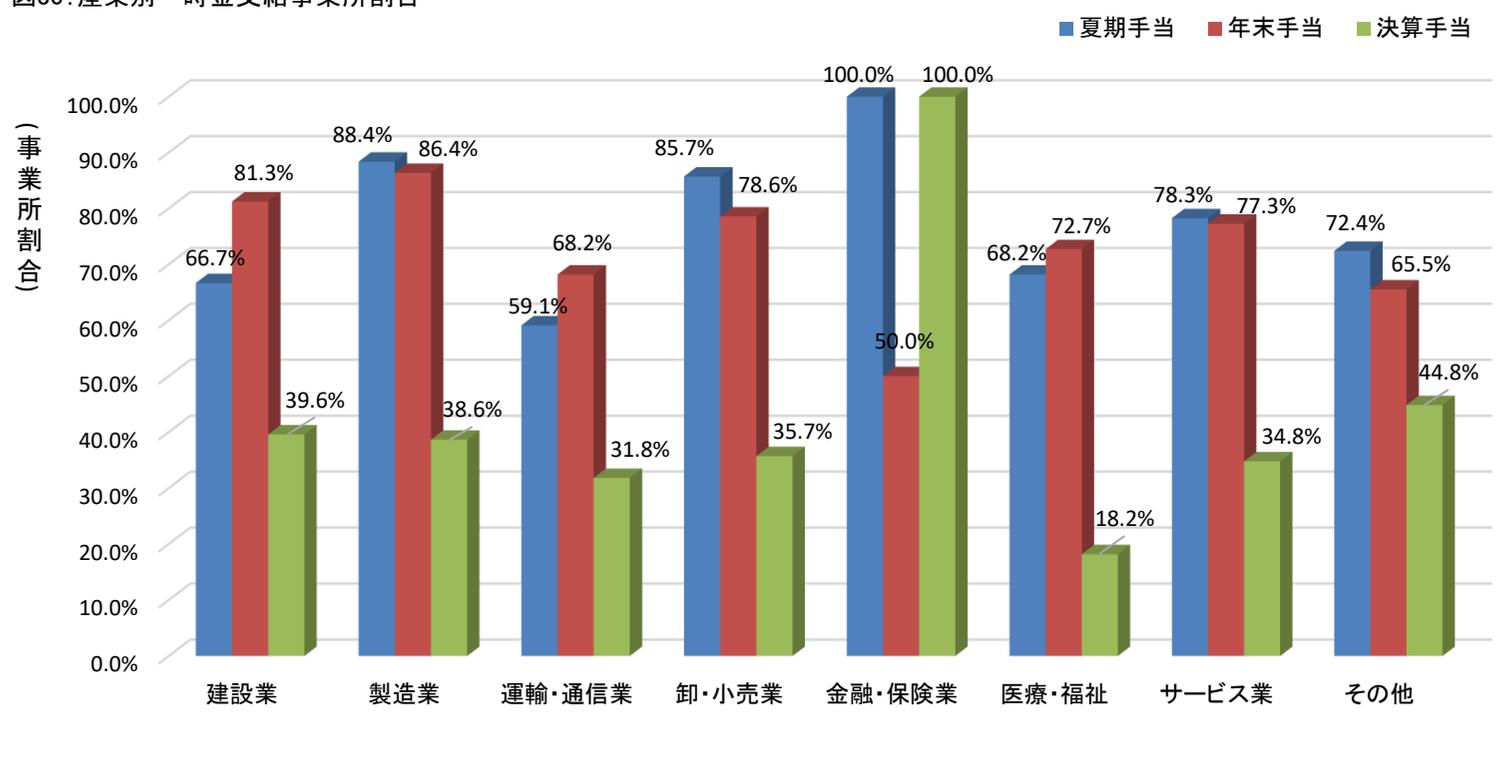


図31: 産業別一時金支給率

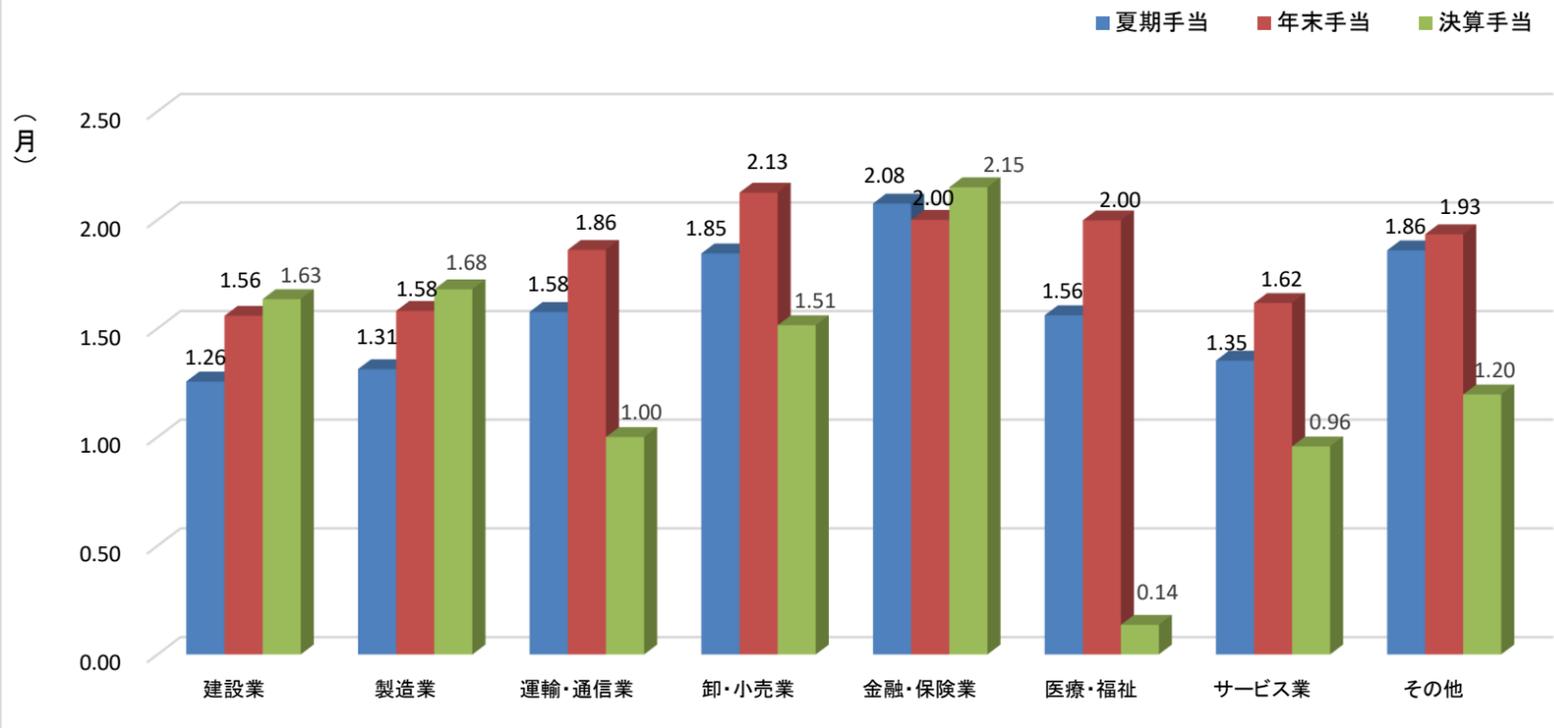
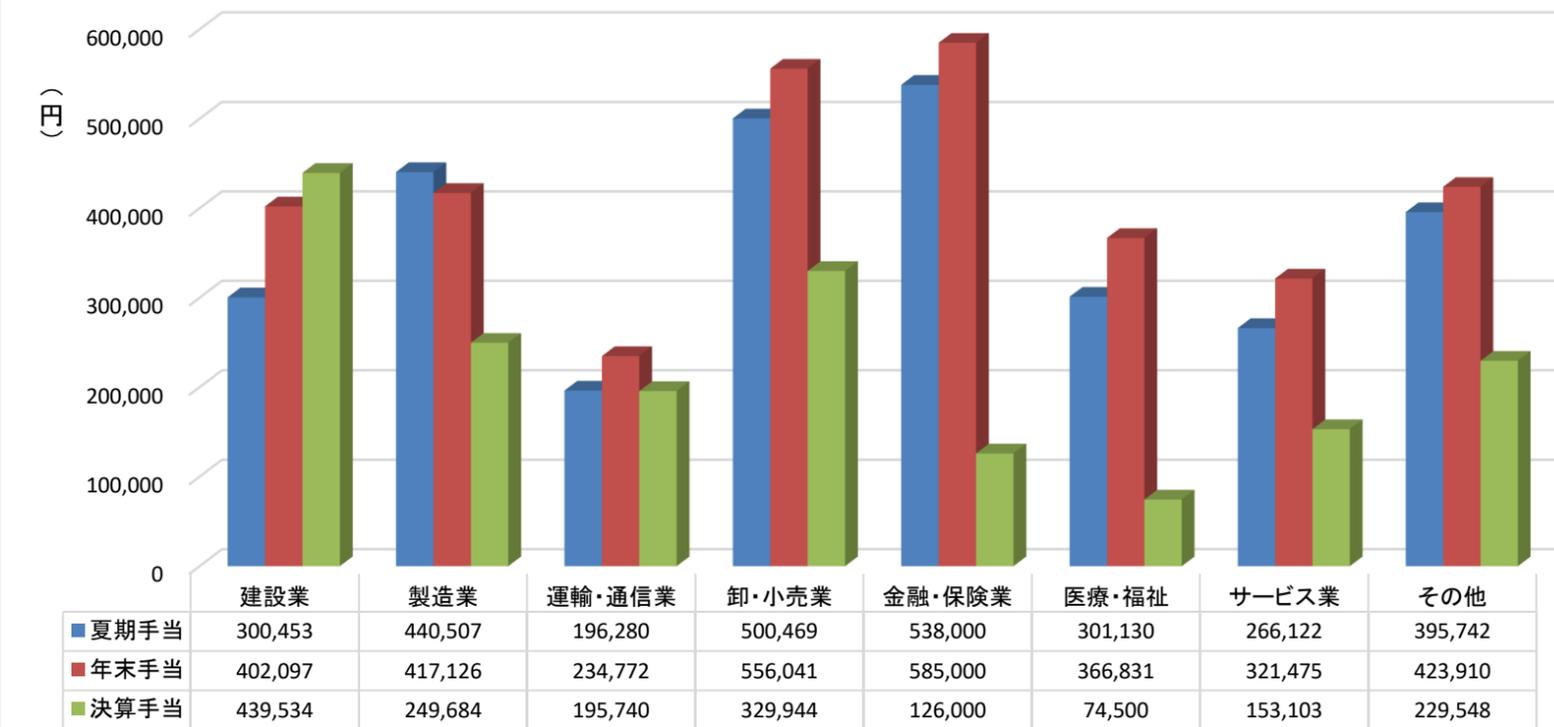


図32: 産業別一時金支給額

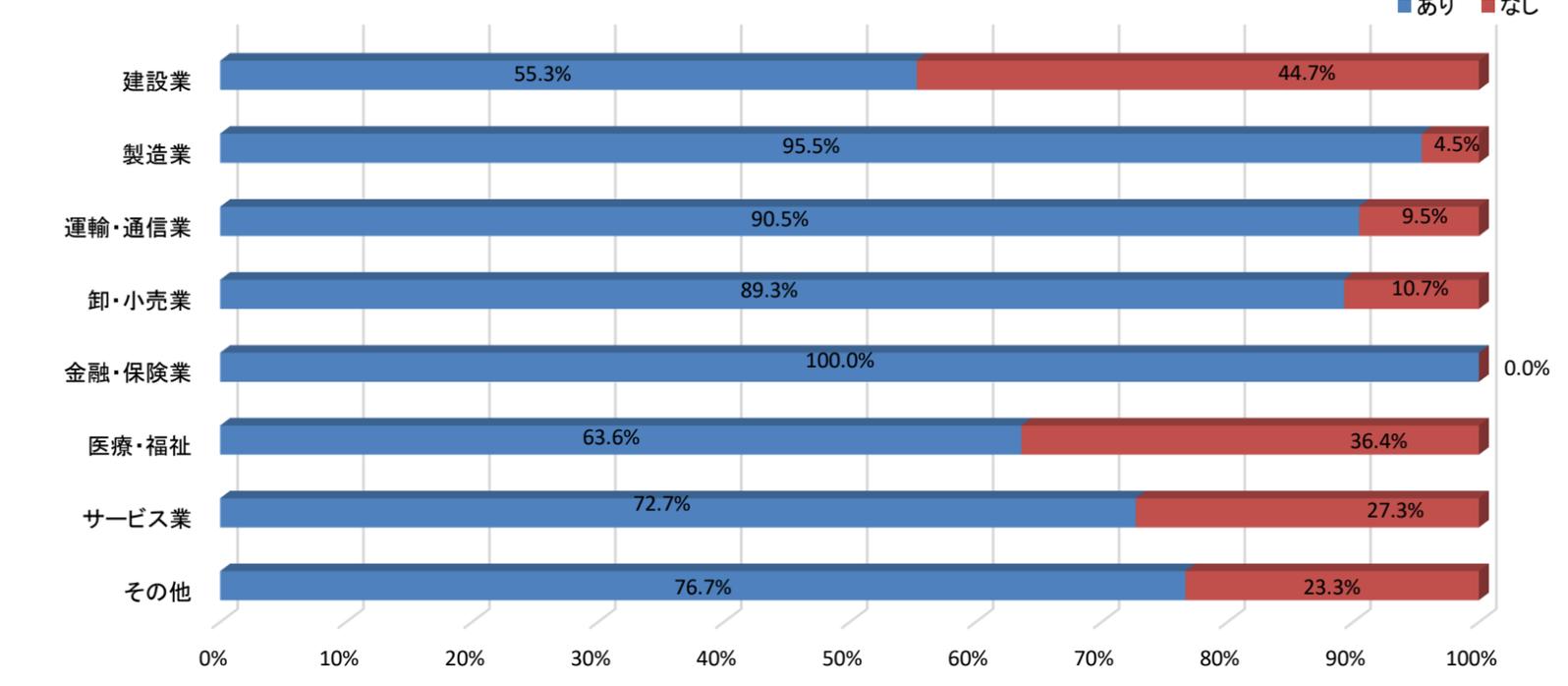


## 7 定年・退職金制度

### (I) 定年制度の有無 (図33)

定年制度「あり」は、有効回答のあった216事業のうち167事業所 (77.3%)、定年制度「なし」は49事業所 (22.7%) であった。

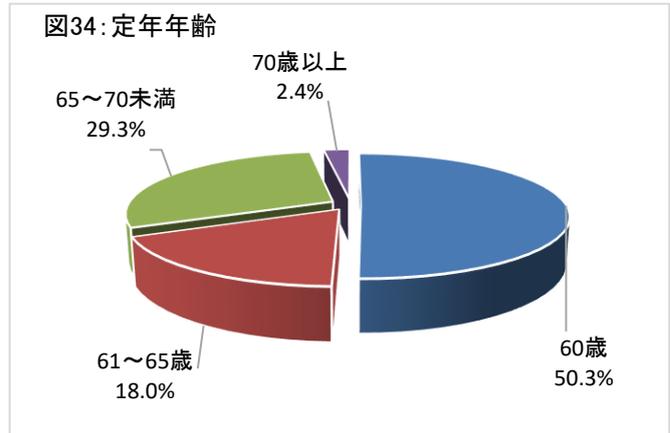
図33: 産業別定年制度の有無



(2)定年年齢について (図34)

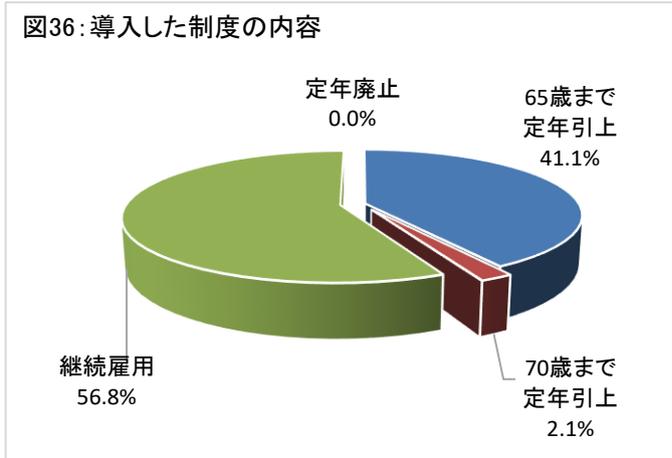
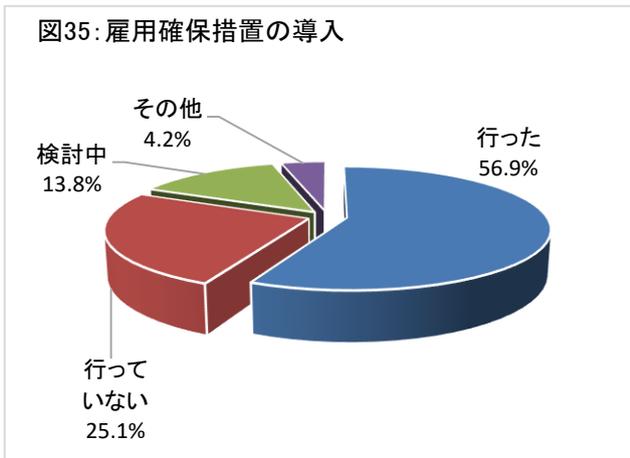
定年制度「あり」と回答した167事業所のうち、60歳を定年年齢としていたのは50.3%と最も多く、次いで65～70歳未満の29.3%であった。

なお、70歳以上の定年年齢を定めている事業所は2.4%であった。



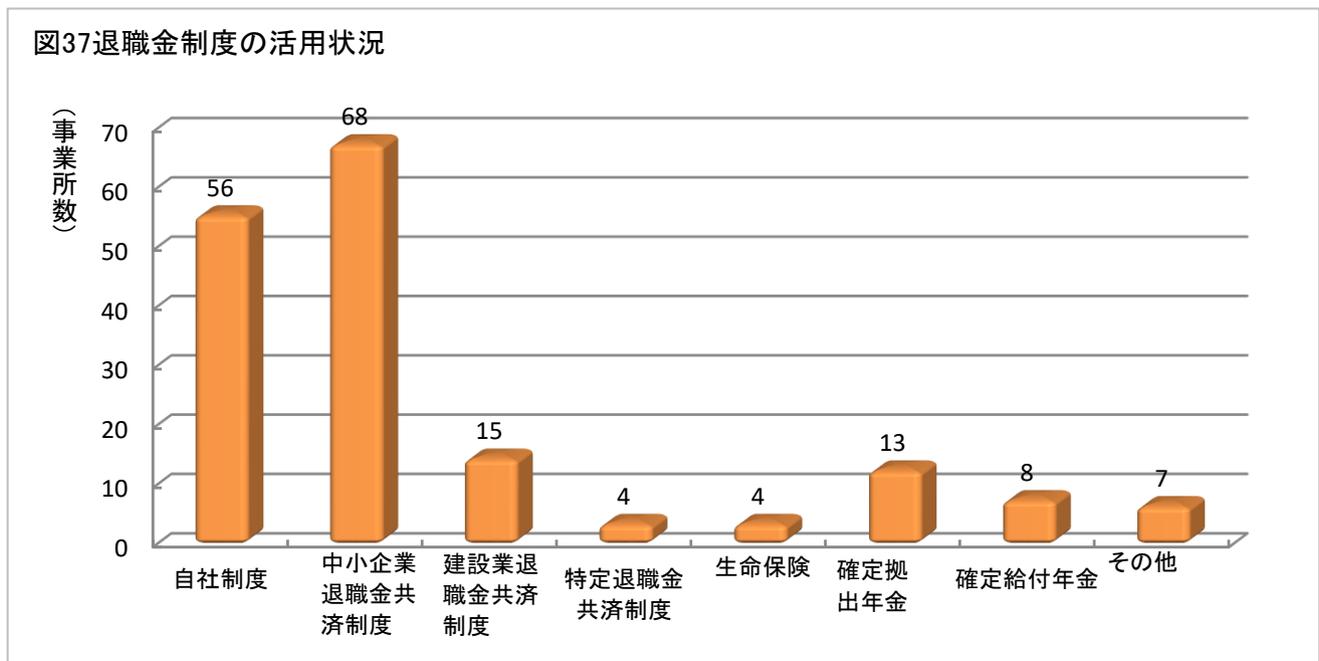
(3)法改正を受けての雇用確保措置の取り組み (図35, 36)

高齢者雇用安定法の改正により、平成25年4月1日から、①定年を65歳まで引き上げる、②継続雇用制度の導入、③定年制度の廃止の3つの措置のうちいずれかを導入し、希望する労働者を65歳まで雇い入れることが事業主に義務付けられました。(令和3年4月1日からは70歳までの就労機会を広げるよう企業に努力義務が課されています。)



(4)退職金制度、活用状況 (図37)

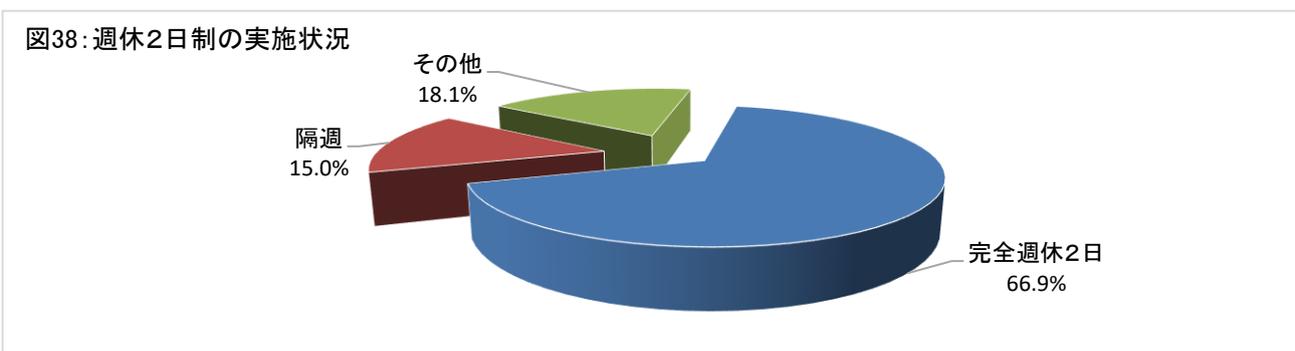
退職金制度「あり」は、有効回答のあった215事業所のうち175事業所 (81.4%) となっている。なお、その他制度としては、「さぽーとさっぽろ」、「中小企業共済制度」等となっている。



## 8 休日・休暇

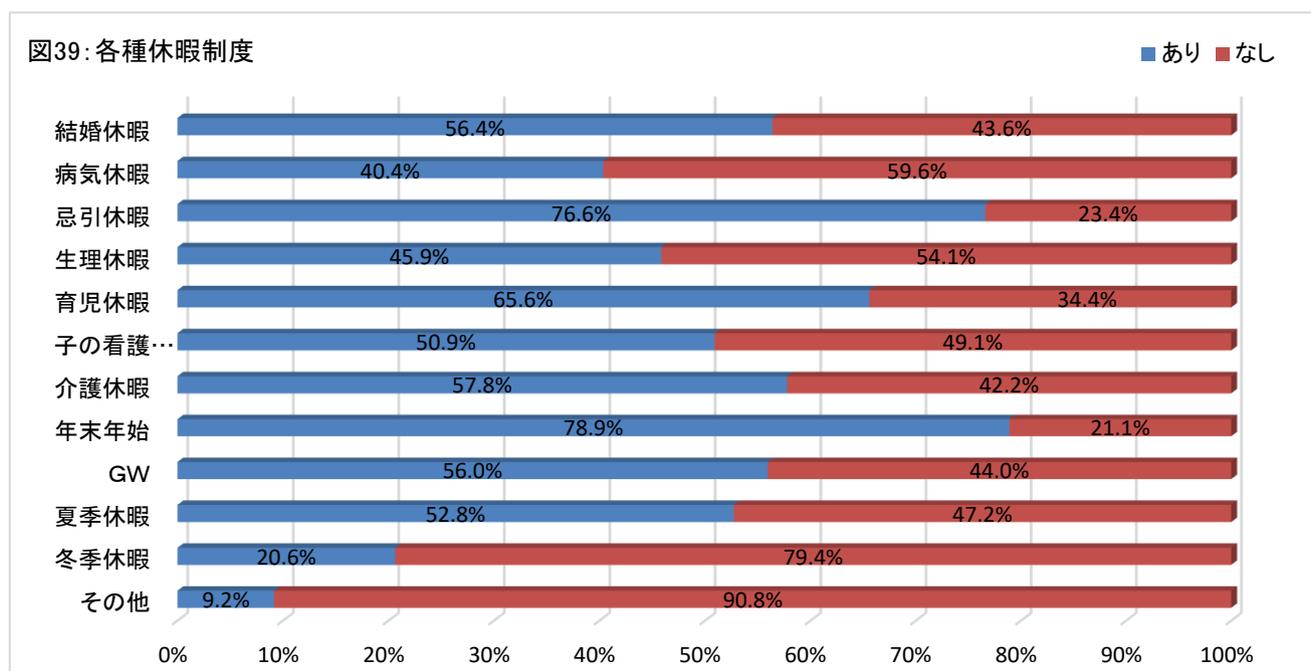
### (1) 週休2日制の実施状況 (図38)

週休2日制の実施は、有効回答のあった217事業所のうち「あり」が160事業所（73.7%）であった。このうち完全週休2日制は107事業所（66.9%）、隔週は24事業所（15.0%）であった。また、「なし」と回答した57事業所のうち、近く実施予定は2事業所、実施の方向で検討中は6事業所であった。



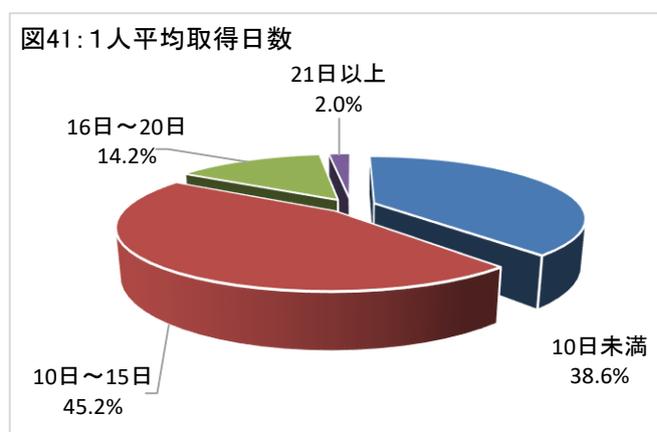
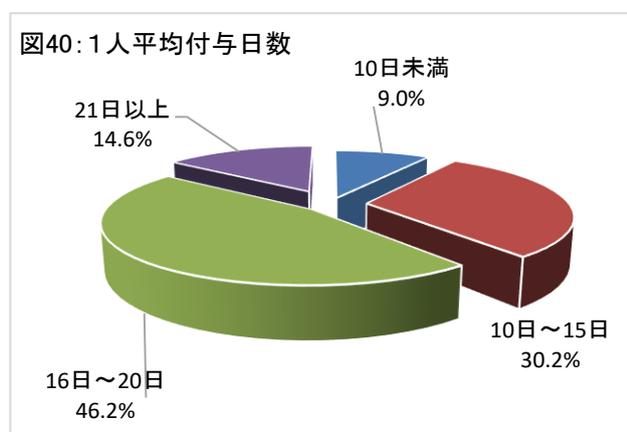
### (2) 各種休暇制度 (図39)

休暇制度「あり」は、有効回答のあった218事業所のうち196事業所（89.9%）であった。このうち、年末年始が172事業所（78.9%）と最も多く、次いで忌引休暇が167事業所（76.6%）、育児休暇が143事業所（65.6%）、結婚休暇が123事業所（56.4%）となっている。



### (3) 年次有給休暇 (図40, 41)

有効回答のあった217事業所のうち、年休制度「あり」が206業所（94.9%）、年休制度「なし」が11事業所（5.1%）となっている。



## 9 就業援助制度

### (1) 育児休業制度 (図42, 43)

制度「あり」は、有効回答のあった218事業所のうち164事業所 (75.2%)、制度「なし」は54事業所 (24.8%) となっている。

また、制度を利用した人数は49人で、男性15人、女性34人となっている。取得期間は、2ヶ月以内が14人、3～6ヶ月以内が5人、6～12ヶ月以内が10人、1年以上20人となっている。

### (2) 介護休業制度 (図42, 43)

制度「あり」は、有効回答のあった218事業所のうち142事業所 (65.1%)、制度「なし」は76事業所 (34.9%) となっている。

また、制度を利用した人数は7人で、男性2人、女性5人となっている。取得期間は、2ヶ月未満が6人、2ヶ月以上が1人となっている。

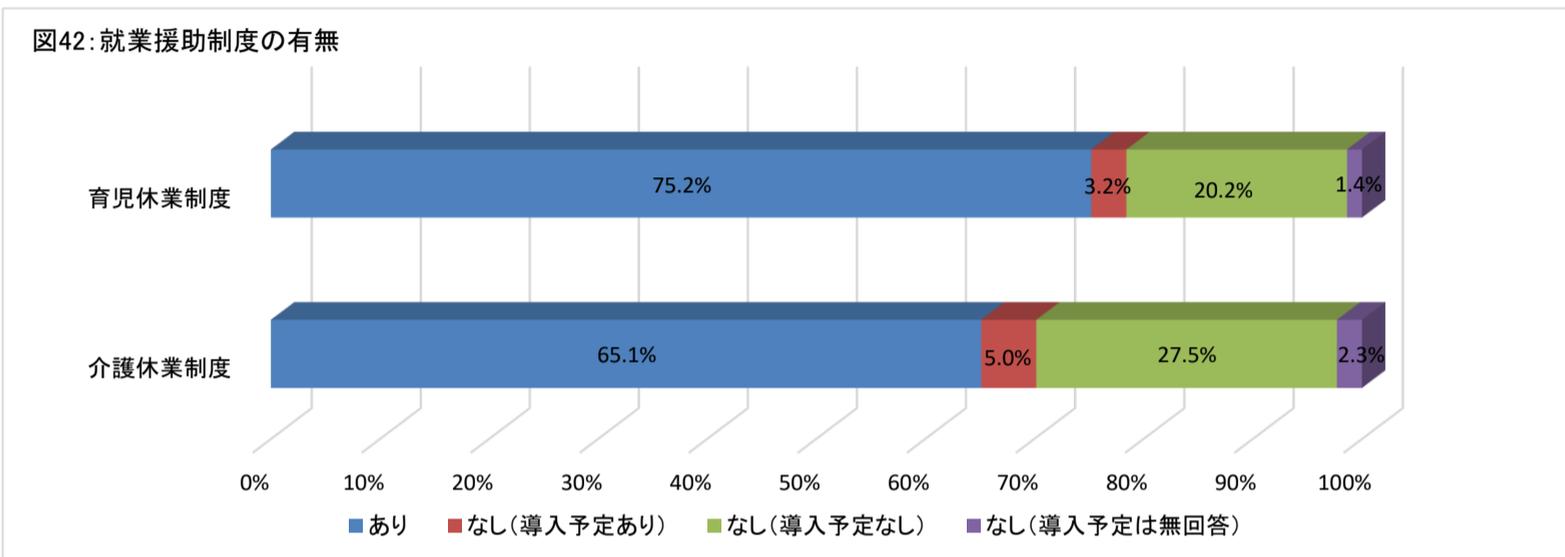
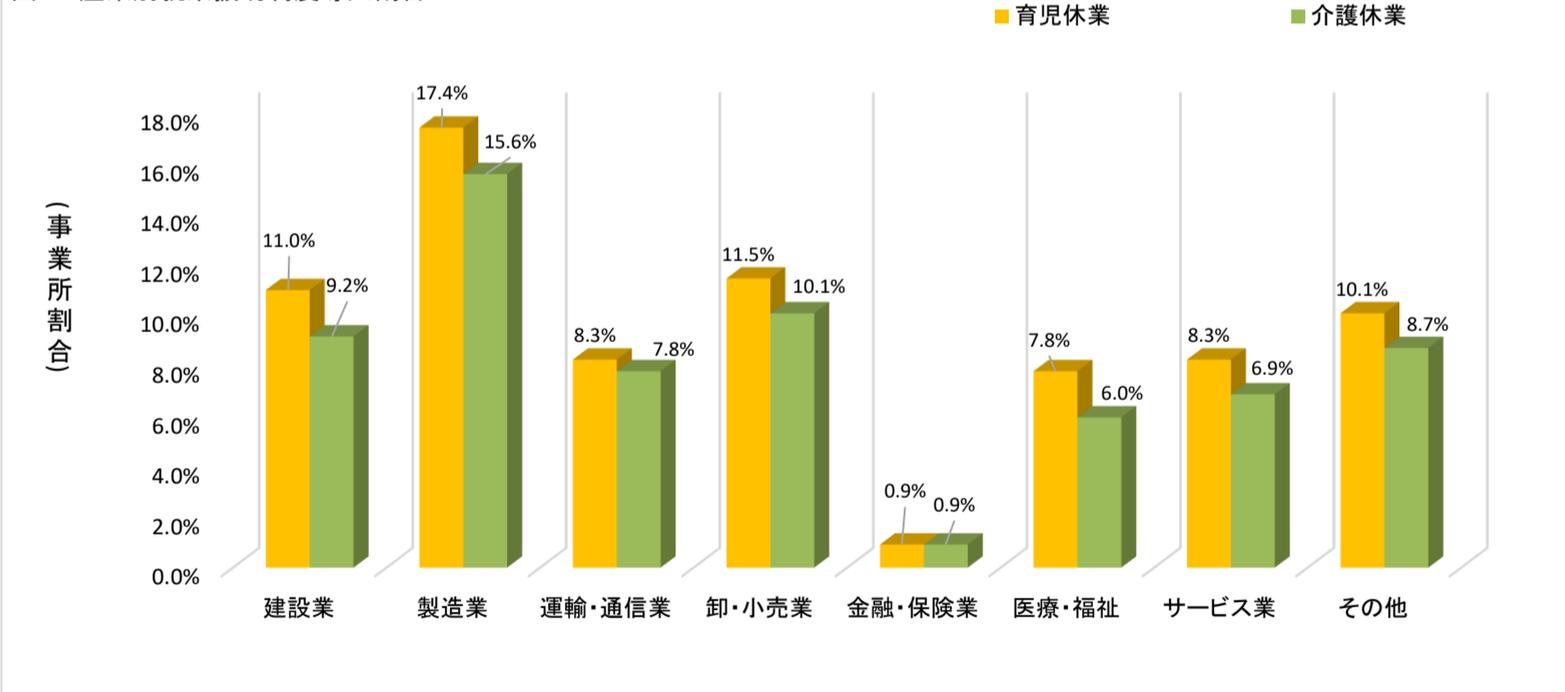


図43: 産業別就業援助制度導入割合



### (3) 女性再雇用制度 (図44, 45)

制度「あり」は、有効回答のあった227事業所のうち78事業所 (34.4%) となっている。

また、制度導入割合を産業別に見ると、医療・福祉及び金融・保険業が最も高く、卸・小売業やサービス業も高かった。

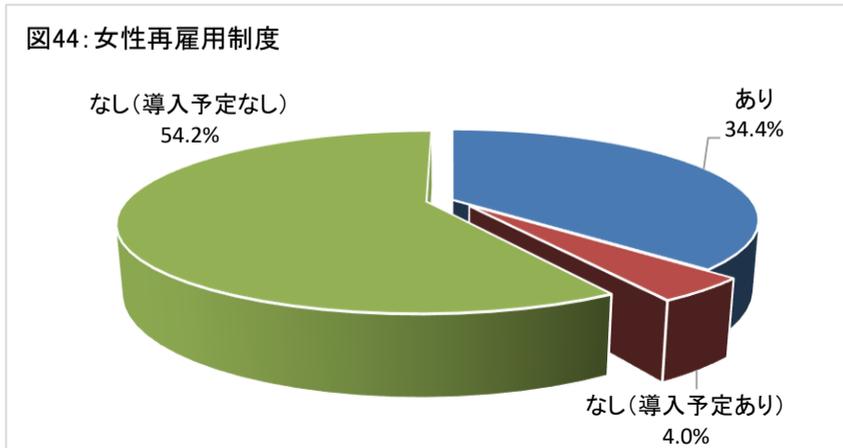
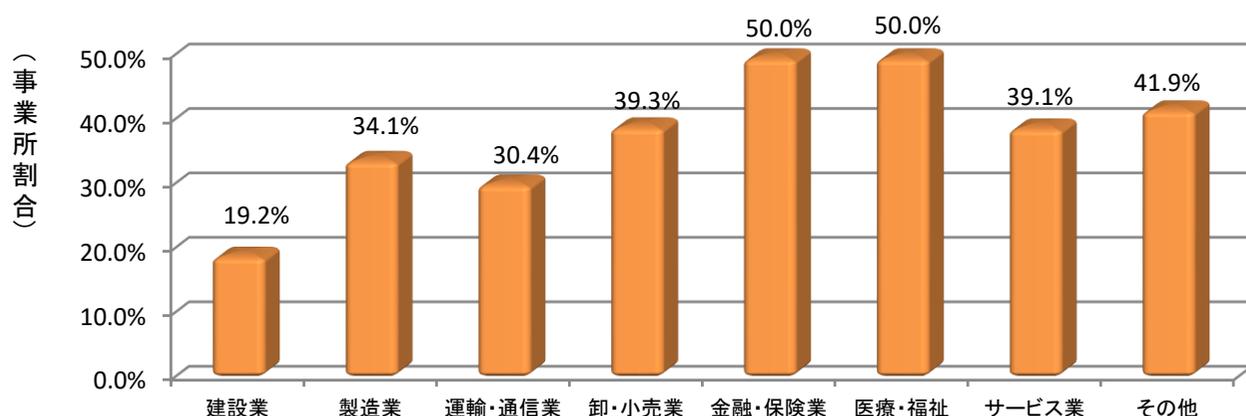


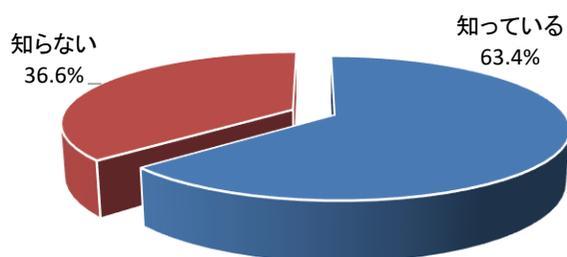
図45: 産業別女性再雇用制度導入割合



#### (4) 障害者差別解消法 (図46)

「不当な差別的取扱いの禁止」(障がい者を理由として差別することを禁止)と「合理的配慮の提供」(障がい者が社会生活の中で会う困りごとや障壁を取り除くために、負担が重過ぎない範囲で支援することが行政や民間事業者の義務となっています)

図46: 障害者差別解消法



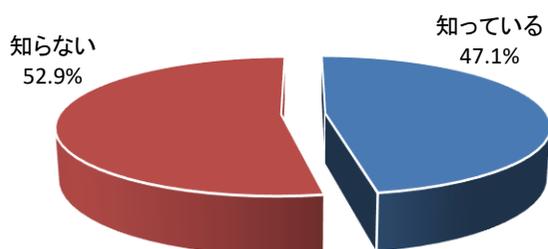
#### (5) 一般事業主行動計画 (図47, 48)

101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、各労働局に届け出る義務があります。

##### ① 一般事業主行動計画の策定義務 (図47)

有効回答のあった210事業所のうち、策定義務の対象となる全14事業所が「知っている」との回答だった。

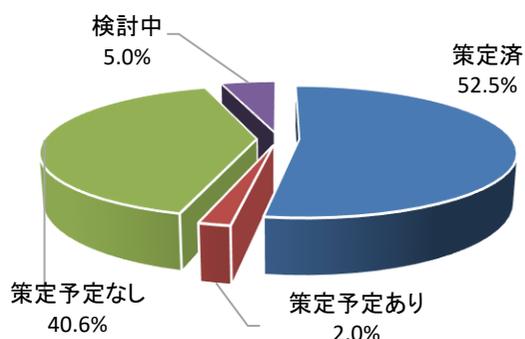
図47: 策定義務について(全体)



##### ② 一般事業主行動計画の対応状況 (図48)

策定義務の対象であり、策定義務について「知っている」と回答した全14事業所のうち12事業所が、「策定済」となっている。

図48: 対応状況について(知っている事業所)

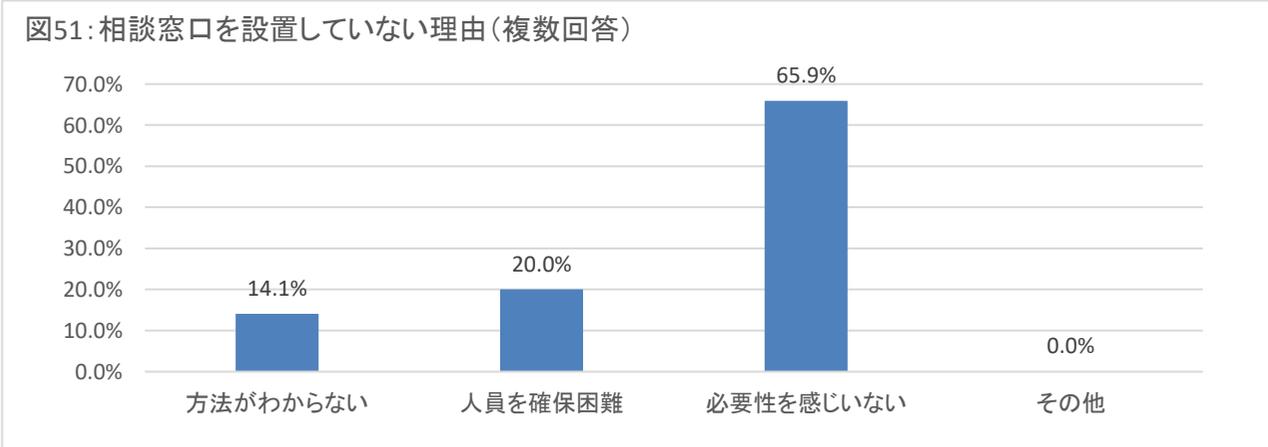
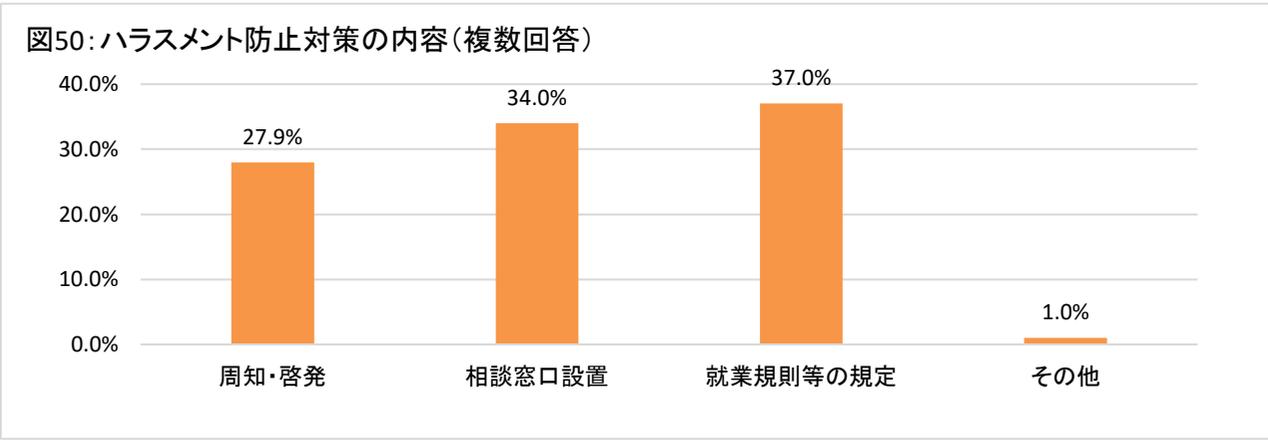
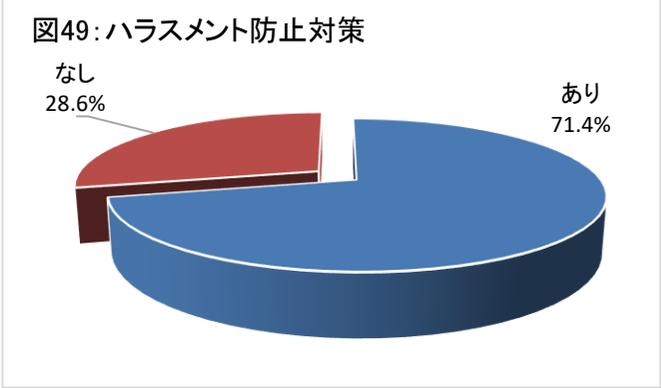


**(6)ハラスメント防止対策 (図49, 50)**

有効回答のあった227事業所のうち、ハラスメント防止対策「あり」は162事業所 (71.4%)、「なし」は65事業所 (28.6%) となっている。

また、ハラスメント防止対策「なし」の事業所のうち、「導入予定あり」は13事業所 (20.0%)、「導入予定なし」は36事業所 (55.4%)、無回答は16事業所 (24.6%) となっている。

※ハラスメントとは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどの嫌がらせ行為のことです。  
令和4年4月1日からパワーハラスメント防止対策は中小企業に対して義務化されています。



**10 男女雇用機会均等・男女共同参画等**

**(1) 役職付きの女性職員の登用状況 (図52)**

全役職付き職員876人のうち、女性の割合は165人 (18.8%) となっている。

また、従業員50人以上の比較的規模の大きい事業所に限ると、役職付き職員351人のうち女性の割合は74人 (21.1%) となっている。

